

第百八十三回国会 参議院内閣委員会会議録第一号

平成二十五年二月二十六日(火曜日)

午後一時開会

委員氏名

委員長 相原久美子君
理事 岡崎トミ子君
理事 松井 孝治君
理事 岡田 広君
理事 神本美恵子君
理事 芝 博一君
理事 樽井 良和君
理事 徳永 久志君
理事 平野 達男君
理事 有村 治子君
理事 山東 昭子君
理事 中曽根弘文君
理事 松村 龍二君
理事 宮沢 洋一君
理事 山谷えり子君
理事 谷合 正明君
理事 江口 克彦君
理事 米長 晴信君
理事 糸数 慶子君

二月二十六日

神本美恵子君 那谷屋正義君
藤本 祐司君 前川 清成君
世耕 弘成君 補欠選任
石井 浩郎君

出席者は左のとおり。

委員長 相原久美子君
理事 芝 博一君
理事 福山 哲郎君
理事 有村 治子君
理事 岡田 広君

委員

岡崎トミ子君

那谷屋正義君

白 眞勲君

前川 清成君

蓮 舩君

石井 浩郎君

山東 昭子君

伊達 忠一君

中曽根弘文君

山谷えり子君

谷合 正明君

江口 克彦君

米長 晴信君

糸数 慶子君

甘利 明君

西村 康稔君

国務大臣

内閣府特命担当大臣(経済財政政策)

副大臣

内閣府副大臣

副大臣

内閣府副大臣

委員の異動

一月二十八日

樽井 良和君

徳永 久志君

平野 達男君

松井 孝治君

松村 龍二君

宮沢 洋一君

二月二十五日

補欠選任

伊達 忠一君

補欠選任

蓮 舩君

白 眞勲君

藤本 祐司君

福山 哲郎君

世耕 弘成君

伊達 忠一君

補欠選任

伊達 忠一君

理事を辞任したい旨の申出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(相原久美子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

この際、理事の補欠選任を行いたいと存じます。

去る平成二十四年十二月二十八日の本委員会におきまして、一名の理事を後日指名することとしたしておりますので、理事に有村治子君を指名いたします。

また、理事の辞任及び委員の異動に伴い現在理事が二名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(相原久美子君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に芝博一君及び福山哲郎君を指名いたします。

○委員長(相原久美子君) 国政調査に関する件についてお諮りいたします。

本委員会は、今期国会におきましても、内閣の重要政策及び警察等に関する調査を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(相原久美子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(相原久美子君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する

法律案の審査のため、本日の委員会に、政府参考人として内閣府地域経済活性化支援機構法準備室長三井秀範君外一名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(相原久美子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(相原久美子君) 株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律案を議題といたします。まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。甘利内閣府特命担当大臣。

○国務大臣(甘利明君) 経済再生担当大臣及び社会保障・税一体改革担当大臣、経済財政政策を担当する内閣府特命担当大臣の甘利明でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

相原委員長を始め、理事、委員各位の御指導と御協力をよろしくお願いを申し上げます。

ただいま議題となりました株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

昨今の厳しい経済情勢の下、疲弊している地域経済の現状に鑑みると、地域の再生現場の強化や地域経済の活性化に資する支援を推進していくことが喫緊の政策課題となっております。

このため、株式会社企業再生支援機構を改組し、事業再生の支援のための機能に加え、地域経済の活性化に資するための機能を備えた組織とする必要があることから、本法律案を提案した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、株式会社企業再生支援機構を地域経済の活性化を図ることを目的とする組織として改組することから、その商号を株式会社地域経済活性化支援機構に変更することとしております。

第二に、機構による再生支援決定の期限を平成三十年三月三十一日まで五年間延長するとともに、

に、支援対象事業者の名称を原則非公表とするものとしております。

第三に、機構の業務として、金融機関等に対する、地域経済の活性化に資する事業活動等に関する専門家を派遣すること、地域経済活性化に資する資金供給を行うファンドを民間事業者と共同して組成すること等を追加することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○委員長(相原久美子君) 以上で本案の趣旨説明の聴取は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○前川清成君 前川清成でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

去年の秋に当時の中塚金融担当大臣から、金融円滑化法の卒業に備えてこの企業再生支援機構の延長について検討を協議するようにという御指示をいただきました。今横にいらつしやる白さんが内閣府の担当副大臣で、経済産業省は近藤さん、そして金融庁の方は私が入らせていただいて、各省庁の事務方の方も含めて様々に議論をさせていただきました。

その際に、ある副大臣からは、私も経営者だった、銀行は要らないときには借りてくれ借りてくれ、しかし必要なきは貸してくれなかったというふうなお話がありました。ある副大臣からは、支援機構を銀行のための不良債権のたんつぽにしてはならないという御発言がありました。後者についてはいささか表現が汚いんですが、それぞれ大事な視点ではないかと思っております。今日はこれらの視点も含めて、何よりも中小企業の事業再生のために企業再生支援機構がもっともって頑張つてほしい、こういう趣旨で建設的な議論ができればと思っております。

その前提に、まず金融円滑化法のことについて

でありますけれども、御案内のとおり、二十一年の十二月に二十三年三月末までの期限法として金融円滑化法が施行されました。二十三年の三月末に一年間延長されて、二十四年の三月末に更に一年間延長されました。やがて三月末がやってくるわけですが、再々延長はしないということであるのでしょうか。

○副大臣(寺田稔君) お答えを申し上げます。

今委員いみじくも言われましたとおり、平成二十一年の十二月にこの中小企業金融円滑化法が施行されたわけでありまして、

既に条件変更等の実行率は九割を超えるなど定着を見てきているわけでありまして、そうした中、この円滑化法が抱えております、本来モラトリアムというものが抱えております問題点が御承知のとおり顕在化をしております。この条件変更、モラトリアムということでモラルハザードの発生、そしてまた当然のことながら、リスクを伴います支払期限の延長などによりまして、金融機関の新規融資、ニューマネーが止まってしまったということとで預貸率の低下を見ているわけでありまして、また、さらに、これが必ずしも各借り手企業の経営改善、事業再生につながっていないというふうな問題点も我々のヒアリングにより指摘をされてきております。

したがって、今回は再々延長をすることなく、新たな施策のウイングでもって中小企業支援等を行っていくことができればというふうに考えております。

○前川清成君 再々延長はしないということでありますけれども、二十四年の十一月一日に当時の中塚金融担当大臣の談話が出ておりまして、そこにあつては、金融庁としては、円滑化法の期限到来後も、引き続き日常の検査監督を通じて貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるよう促してまいります。こうした金融検査監督の目線やスタンスは円滑化法の期限到来後もこれまでと何ら変わるどころがありませんと、こういうふうな述べておりますが、この方針も踏襲するというところで

よろしいでしょうか。まず結論をお聞かせいたいただきたいと思ひます。

○副大臣(寺田稔君) お答えを申し上げます。

結論から申し上げますと、昨年十一月、当時の中塚大臣が発表されました大臣談話の方針は踏襲をさせていただきます。その趣旨は明確に新機構法六十四条に盛り込まれているところであります。

○前川清成君 そもそも議論をさせていた、いただきますと、この円滑化法というのは特別なことを定めているのかということでありまして、

まず、金融円滑化法の第三条は、中小企業に対する信用供与については、当該中小企業者の特性及び事業の状況を勘案しつつ、できる限り柔軟にこれを行うよう努めると。四条は、中小企業者であつて、債務の弁済に支障を生じており、又は生ずるおそれがあるものから当該債務の弁済に係る負担の軽減の申込みがあつた場合には、省略いたしますけれども、できる限り貸付条件の変更などなどに努めると。いずれも、できる限り努めると。これらの努力義務というのは、私は本来公的な存在である金融機関が当然に負っている責務ではないかと、こういうふうな思っております。

ですから、今回その円滑化法が形式的には延長されなくても、これら責務というのは引き続き負っているで金融庁としては検査を通じてチェックをしていくと、こういうことでよく理解できるんですが、円滑化法の八条、これにおいては貸付条件の変更あるいは体制の整備について金融庁などへの報告義務があります。この報告義務については当然の責務というふうには解釈できないのではないかと思います。

この報告義務についてはどのように解釈すればよろしいでしょうか。

○副大臣(寺田稔君) お答えを申し上げます。

今委員御指摘の第八条、これは円滑化法に基づきます条件変更等の実施状況の報告義務を金融機関に課しております。したがって、この円滑化法の期限到来とともに第八条の規定によって定

められております報告義務は終了するわけであり
ますが、我々といしましては、今委員御指摘の
三条、四条の趣旨がしっかりと今後も継続をして
いく、そうした中で各金融機関に對しましては自
主的にそうした条件変更等の実施状況を開示を、
自主的な開示を要請をしまし、こうした取組
によりまして、円滑化法期限到来後におきまし
ても金融機関が適切にその役割と対応を果たして
いくことを期待をいたしております。

○前川清成君 報告義務はなくなりすけれど
も、どうぞ金融庁の目が届くように御留意をいた
だけたらと思ひます。

次に、事業再生機構について伺ひをしたいと
思ひますが、今、寺田副大臣と議論をさせていた
だいたように、貸付条件の変更等々は当然に金融
機関として負うべき責務だと私は考えております
が、ただ、事業者、債務者にいたしましては、も
うからないのに繰延べをしまし返済をして、
いても利息がかさむだけ、まあ言葉は悪いです
が、債務奴隷の状態が続くだけ。事業者のことを
考えても、もうからないのであればどこかの段階
で撤退することも考えた方が私は事業者の利益に
なると思ひます。

したがって、今頑張っているけれどももうけが
出ていないという事業者については、自らの事
業形態等を変えていただく、変身していただく
必要があると思ひますが、その際、最も頑張るべ
き方は事業者本人。しかし、それだけではなく
て、支え合う仕組みとして、支える仕組みの一つ
としてこの支援機構があつたというふうに思つて
います。

その支える仕組みの一つとして支援機構を位置
付けたといつたとしても、例えば平成二十四年度
の民事再生、うち通常再生の件数は三百五件で
す。平成十五年度は九百四十一件でしたから、激
減はしているわけですが、それでも年間三百件あ
ります。小規模個人再生は、平成十五年は一万五
千一件でしたが、昨年度は九千九十六件。会社更
生は、平成十五年六十三件、昨年は二十四件。破

産は、平成十五年二十五万一千八百件、それが昨
年度は九万二千五百五十二件。

二割司法という言葉がありますけれども、破産
や民事再生は日本経済における倒産とか事業再生
のごく一部しか担っていないはずであります。実
数としてはもっとあります。夜逃げをしました、
私的整理をしました、不渡りを出したけれども何
もしていません、実数はこの何倍もあるはずであ
ります。

そこを前提にして申し上げると、企業再生支援
機構の実績は三年間で二十八件、年間十件に満た
ない。産業再生機構でも四年間で四十一件。これ
よりも少ないペース。したがって、その支援機構
の守備範囲というのは極めて限られたものになつ
ています。はっきり言えば、国費を投入するだけ
の値打ちがあるのかと、人、金の効率が悪いので
はないかという点は指摘せざるを得ないと思ひま
す。

その上で甘利担当大臣にお答えをいたしたい
のは、それにもかかわらず、あえて国策として国
費を投じて企業再生のための認可法人を設立した
のはなぜか、そして更に延長するのはなぜか、こ
の辺のところを伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(甘利明君) おっしゃるとおりであり
まして、対象となる中小企業の件数、これは恐ら
く支援対象が、必要なのは五、六万社というふう
に言われています。それぞれ役割分担があるんだ
と思ひます。

小規模の企業、数が多い企業に對しては、まず
第一に地域の金融機関が支援をするということに
なります。そして、その地域金融機関とほぼ並び
で認定支援機関というのを中小企業庁が恐らく二
千から五千ぐらいに拡大するんじゃないか、こう
いうものがあります。その更に上には再生支援協
議会というのがあります。

ここで今日審議をお願いしております企業再
生支援機構というのは、直接に担当するのは規模
でいえば中堅クラスかなというイメージでありま
すが、要はそうした地域の金融機関であるとかあ

るいは認定支援機関、直接に事に当たる、多数の
事に当たるものを支援をする、そこに専門家を
送るとかあるいは再生ファンドに対して出資を行
うとか、地域にたくさん点在をしている中小企業を
直接支援するところに対して支援をする、再生力
を支援するという広範な考え方。それから、直接
にはある程度の規模の中堅企業、つまりそれはそ
の企業が倒れると地域経済に甚大な影響を及ぼす
というところにはダイレクトに手を差し伸べる
という関係にあるんだと思ひます。

結論から言えば、地域の再生力を支援するとい
うことが広範な企業にかかわる部分、それから直
接についてはある一定規模以上、地域経済を面的
に支援するという二つの機能が期待されていると
思ひます。

○前川清成君 ちょっと今のは私のお答えには
なつていないと思うのですが。

私は、要するに実数として数万件企業倒産はあ
るはずだ、あるいは再生が必要な企業があるはず
だ、数万件あるはずだ、それにもかかわらず年間
十件にも満たない、余りにも役割が小さいのでは
ないですかと、こういうお尋ねだったわけです。
ですから、私は、当然大臣のお答えとしては、こ
れまでの支援機構に對する反省の言葉があつ
て、バージョンアップするために、機能強化をす
るために法律を改正するんだと、あるいは体制を
見直すんだというお答えがあるだろうと思つてお
りました。

ちよつと時間もありますので、そのことは指摘
だけにどめさせていたでいて、手続のことをお
聞きたいんですが、この支援機構のパンフレッ
トを見ますと、支援機構の支援を受けようとする
と、事業者だけでは申込みはできません、メー
ン行と連名又は準じた形でなければなりません、こ
う書いてあります。これが私には不思議に思いま
す。

支援機構の支援が決定したら、ほとんどの場合
で金融機関は債権放棄を求められることになりま
す。支援の申込みは金融機関にとつて常に利益と

はなりません。債務者と金融機関とはいわゆる利
害相反の関係にあります。利害相反の関係がある
にもかかわらず、自分たちは損をするかもしれない
にもかかわらず、一緒に申し込んでこい。これ
は筋としてもおかしいのではないかと。

例えばですが、法的手続において破産というの
があります。破産を申立てをして、個人の場合で
あれば免責されます。民事再生であれば再生計画
で債務がカットされます。やっぱり同じように利
害相反です。利害相反だから、破産法も民事再生
法も共同で申し立てるなどとは書いていません。
それにもかかわらず、この支援機構では共同で申
し立てなければならぬ。どうしてか。

そもそも企業再生支援機構法の二十五条にあつ
ては、支援申込みの際に金融機関と共同に申し
込むことを要件としておりません。法律が要件と
していないにもかかわらず、支援機構のパンフ
レットは共同で申し込みなさいと書いています。こ
れはどうしてかというのを大臣にお尋ねいたし
ます。

○国務大臣(甘利明君) 機構が実効性のある事業
再生支援を行つていくためには、メーニン行の支
援、協力が不可欠であると思ひます。そうい
うことを踏まえまして、メーニン行と一緒に対象企
業の事業再生に取り組んでいくと。

金融機関にとつて貸出先はお客様でありますか
ら、その再生の可能性があるとすれば、経営
改善の努力を行つて、そして引き続き健全なお
客様として繁栄していくということが、貸す方に
とつてもこれはいいことであらうと思ひます。で
ありますから、一緒に協力をして再建に取り組む
という意味合いでこうした対応になっているもの
と承知をいたしております。

○前川清成君 大臣、これは通告している質問で
すので、是非真正面からお答えいただきたいと思
うんですが、大臣の答えを代わりに申し上げさせ
ていただきますと、法律の下で、内閣府、総務
省、財務省、厚労省、経産省の告示というのが平
成二十一年八月二十八日に出ておりまして、この

中で、共同で申し込みなさいと、こう書いてあるわけです。

大臣御案内かと思いますが、上位規範、例えば憲法の内容は法律を拘束するわけです。法律の内容は政省令を拘束するわけです。逆はありません。政省令で憲法の内容を拘束することはありません。私が今お聞きしたかったのは、法律が要件としていまして、単独で申し立ててもいいですよの体裁になっているにもかかわらず、下位規範で制限をしている、これはおかしいんじゃないですかと。

そもそも金融機関は、大臣おっしゃるとおり、お客さんですということはおっしゃるとおりです。しかし、債権の回収をめぐる考えると、支援機構に申し立てられてしまつたら大事な資金が戻つてこない可能性が大きいわけです。少なくとも一部はカットされるわけです。それなら、無理やりにも強制執行して、抵当権を実行して全額回収した方が金融機関にとって得だと判断する場合もあるわけです。だから、私は利害相反だと、こういうふうに申し上げているわけです。それにもかかわらず、どうして共同申込みをさせるのか、大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○副大臣(寺田稔君) お答えを申し上げます。

今委員御指摘のとおり、今の機構の支援の決定基準には二つ書いてあります。①又は②のいずれかを満たしていること。その①といたしまして、先ほど甘利大臣の答弁のありましたとおり、連名の申込みが①。又は②として、②といたしまして、この①の場合と実質的に同程度の再生の可能性があることを確認できた場合ということであります。

当然、この債務のカットの部分は当該金融機関にとりましてはロス、損失となるわけで、委員御指摘のとおり、利益相反の要素もあることも十分に参酌をいたしまして、ただ、残りの部分がきちんと生きて再生をしていくことは金融機関にとつてもメリットであること、そしてまた、この共同申込み、いずれにいたしましても、実際の調整、

金融団の調整が始まりますれば、そうしたこの金融機関、借り手、そしてまた、当該ETIC、企業再生支援機構の話し合いの中でそうした措置が合意をされるというふうなプロセスに鑑みまして、今申し上げました①又は②というふうな支援基準の構成になっているところであります。

○前川清成君 いや、私が申し上げているのは、受付の段階でどうして制限するんですかということ。

例えば、今副大臣おっしゃる通りに、民事再生にあつても、一部は再生計画で債権がカットされるかもしれないが、事業が立ち直ることによつてその他全額は回収できるかもしれない。そういう意味においては、債権者にあつてもその再生計画に賛成するメリットがある。だから、多数決で賛成をしたら再生計画が認可されるわけであります。しかし、支援機構については受付で削つていくわけです。受付で断つていくわけです。ここが問題ではないかと。これは実質の問題。

もう一つは、形式の問題として、下位規範が上位規範を制限している。

この二点についてお伺いしています。

○委員長(相原久美子君) 質問者への確にお答えください。

○副大臣(寺田稔君) お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、①のケースに限定をしているのであればそれは確かに下位規範でもって限定をしているということになるんでしようけど、一応①又は②という基準の立て方、しかも、②の方は、今申し上げましたとおり、共同の申込みでない場合も認めているというふうなことであります。

いずれにいたしましても、機構として適切に借り手のニーズに対応できるように一定の支援基準を設けているというふうな御理解をいただきたいと思ひます。

○前川清成君 もう一点について。

○委員長(相原久美子君) もう一点、御質問ございました。お答えいただけますか。

○副大臣(寺田稔君) 上位規範、下位規範の関係で申しますと、①のみならず②の基準を①又は②というふうな立てておりますので、上位規範に反するものとはなつていないものと理解をしております。

○前川清成君 ちょっと議論をしたいんですが、私は今、甘利大臣、答えとして求めていたのは、確かに利害相反のことがあるよねと、だから、正式な申込みについては共同申込みだけれども、事前相談については親切に対応しているんですよ、それからもう一つのことがないように十分配慮していきなさいと、こういうお答えがあるのかなと、こういうふうな思つておりました。また、下位規範、上位規範についても、少し時間がないので省略をさせていただきます。

それと、デューデリジェンスについてお伺いをしたいと思ひます。

支援機構が年間十件しか使われておりません。その原因の一つに、要らぬ金を使われると。申込みの前にデューデリジェンスというのをやつてくださいなというふうなパンフレットに書かれています。このデューデリジェンスについて何かと説明をお願いしたところ、先週、機構の特別参事の河本さんという方が来ていただきました。この方いわく、デューデリジェンス、あらかじめ幾ら掛かるかは分かりませんが、説明はできませんと、こういうふうなお答えでした。

この支援機構法にあるように、過大な債務を抱えているから支援の申込みをするわけです。お金が余つて余つて困つていますというふうな方はしません。お金に困つておられるにもかかわらず、幾ら掛かるか分からないと、こういうふうな言われて手続を利用できる、こんな気楽な方がいらつしやると、大臣、思ひますか。

○国務大臣(甘利明君) デューデリジェンスが幾ら掛かるか分からないと、しかも、実際上掛かっている費用がかなり大きい、それが後々の再生の負担になつていくんじゃないかという御指摘はよく承つております。

そこまでですか。

○前川清成君 いやいや、どうぞ、どうぞ。

○国務大臣(甘利明君) この平均的な費用を調べさせたところでありますが……

○前川清成君 大臣、中身はまた後でお話しします。

○国務大臣(甘利明君) いいですか。

そこで、要するに、高く……(発言する者あり)

○委員長(相原久美子君) では、再度質問をお願いいたします。

○前川清成君 いいですか。あらかじめ何ほ掛かるか分からへんは困りますよねという質問です。

○国務大臣(甘利明君) ある程度想定できる費用が親切かと思ひます。

○前川清成君 ところが、例えば、大臣、この後企業再生支援機構に行つていただいて何ほ掛かりますかと聞いても、それは分かりませんというふうにお答えになるんです。これでは利用しづらいと私は思ひます。

是非工夫をしていただきたいと思うんですが、その参考に申し上げたいんですが、民事再生、これは法的手続です。支援機構の支援よりもはるかに厳格な手続です。裁判所の手続ですから。じゃ、その民事再生の場合に、支援機構のようにあらかじめ何ほ掛かるか分かりませんと、こう言っているのか、見積り取るから一番安い方にしまつせと、こう言うのかと。そうじゃなくて、例えば東京地裁、負債額が五千万未満の場合には予納金の基準額は二百万円、十億以上五十億未満であれば六百万円、五百億円以上一千億円未満であれば千二百万円、大阪地裁も同様の基準をそれぞれ定めて公表しています。

私は、せめてこの程度の親切さは工夫していただくべきだと思ひます。工夫していただけないでしょうか。

○国務大臣(甘利明君) 過去の事例に鑑みて、もちろん規模、内容に関してまちまちだと思ひます、過去の事例に鑑みて、極力親切な指導ができ

るようにさせたいと思います。

○前川清成君 それと、あと、そういうのが無駄だという話はこの後しますが、支援機構にあっては、事前相談をするのと全部の不動産について不動産鑑定士の不動産鑑定を入れるそうなんです。それに何百万か掛かるそうなんです。ただし、何ぼ掛かるかは分かりません。これも何社かに見積りを取ってその中で一番安いところに頼んでますと、こういうふうなお答えでした。

しかし、それも工夫を要するんじゃないかと。御案内のとおり、国土交通省は公共事業で土地を収用する際に不動産鑑定をやっています。その国土交通省は、全部見積り取ってます、一番安いところに頼んでます、何ぼ掛かるかは分かりませんというやり方はやってなくて、報酬基準を公表しています。こういうやり方でもできるのではないかと、こういうふうにも思っています。これも是非参考にしていただけたらと思います。

それと、このデューデリジェンスがちょっと無駄が多いんじゃないかという話をこれからさせていただきます。先ほどの支援機構の特別参加の方、私に御説明いただくには、今申し上げたように、まず不動産デューデリがありまして、全ての不動産について不動産鑑定士の鑑定を取ります、幾ら掛かるか分かりませんが、見積りを出させて一番安いところですが、千坪の工場二つぐらいの事業規模だったら大体五百万掛かります。次に、法務デューデリをやります。裁判が係属してなくても、法的トラブルを抱えていないか弁護士に調べさせます、それに三百万円から一千万円掛かります。事業デューデリをやりますと、全件ビジネスコンサルタントに依頼します、事業の将来性を判断させます、粉飾がないか公認会計士にチェックもさせます、合わせて六百万くらいです。もうこれで二千万円なんです。

JALが支援機構に支援をお願いするんだったら、二千万円も覚悟の上だったと思います。しかし、地域で頑張っている中小企業、中堅企業が手元に何百万か何千万かあったら、それは前向きな

投資に使います。

この特別参加の方、大変失礼な言い方ですけども、いわゆる悪い意味でのサラリーマン、親方の丸、コスト意識が全くありません。幾ら掛かるが他人事でした。私は久しぶりに嫌な気分になって、毎月決まった日に決まった金額の、しかもたつぱりと給料をもらえる。そんな方々が、資金繰りに悩んで、あしたどうしようか、そんな中小企業のことご理解できるのか。

この支援機構が三年間で僅かに二十八件。その支援件数が伸びないのは、この採算性を度外視したデューデリジェンスにあるんじゃないかと、こういうふうにも思いますが、大臣、いかがでしょう。

○国務大臣(甘利明君) 適切な御指摘をいただきました。もちろん、幾ら掛かるかを単に過去の事例から算定するだけではなくて、そういう不親切な対応が再建を図ろうとする対象者に対してやる気も起こさせないということにつながっているんであろうと思いますし、それならば相談しない方がいいということになってしまおう。

事例を精査しながら、どのくらい掛かることと併せて、更にコストを安くするためにどういう努力が必要かということとはしっかりと検証させます。

○前川清成君 ちよつとしつこいんですが、私、性格がしつこいもので。昨日、このデューデリジェンスについてもう少し親切的な御説明をいただきました。企業名はお出ししたしません。ある中小企業、売上げが十一億、債務が十三億円。しかし、そのデューデリジェンスに千五百五十万掛かりました。内訳はと聞きますと、やはり担保に入れた不動産について不動産鑑定をしました、これで四百万円。法務デューデリ、五百八十万円。弁護士はもうかるなとか思わないでください。中身はといいますと、これからは補助金をもらえるかどうか調査させました。十名以内の留学生を雇用していたんだけれども、これが適法か調査させましたと。

これ、大臣、難しいこと聞きませんので、是非、大臣、お考えいただきたいんですが、この程度のこと、六百万も払って弁護士に調べさせないといけないような問題なのか。経営者の実務についてよく御存じの大臣ならお分かりいただけると思います。補助金ももらえるかどうかは役所に行けば分かることですか、弁護士に調べさせなくても労働基準監督署に問い合わせたら済みますよね。私はまだ節約できると思うんです。

あるいは、ついでにもう一つ例をお出しいたしますと、売上げが二十二億円、債務額が三十五億円の水産加工業者。メーンの商品はいしめさば。ところが、このいしめさばの商品数が百数十あったそうです。いしめさばが百数十あるわけですから、効率、採算が悪い、商品を絞るべきだとアドバイスをしてもらつた。その事業デューデリに二百八十万円掛かったそうです。これ、二百八十万を払って偉い人に教えてもらわないと分からないような内容なのか。また、法務デューデリがありまして、弁護士に重要な仕入れ先の契約書をチェックさせた、許認可が会社分割後も承継されるか確認させた。これで幾らぐらいとお考えになります。五百二十万円です。

大臣、率直な感想でいいんです。それぞれ中身については私も教えてもらっています。その手続に加わったわけではありませぬ。しかし、正式な申込みをする前に、弁護士の費用だけで六百万円とか、いしめさばの数、もっと絞りなはれ、教えてもらうのに三百万。これって私は節約できる、そう思います。大臣、いかがでしょう。

○国務大臣(甘利明君) 私が事業者なら、多分ほかを当たらせると思います。

○前川清成君 それで、大臣、仮に弁護士のリーガルチェックが必要だとしても、この支援機構の職員が百七十一名いらつしやいます。その中に弁護士、公認会計士が三十名、コンサルタント、投資顧問等が四十八名、それぞれ専門家が中にいるわけです。もし必要だとしても、この人たちに働

いてもらつたらいいんじゃないかと。何のために弁護士や公認会計士を雇用しているのか、この点についてお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(甘利明君) お話を伺つておりまして、多々問題点があるということは認識をいたしました。

御指摘の問題、しっかりと持ち帰らせていただきます。そして、どういった改善ができるか検討したいと思つております。

○前川清成君 それで、私も今の場所まで……(発言する者あり) えっと、ごめんなさい、質問を続けていいですか。続けていいですか。

私も今、当然のようにデューデリジェンスという言葉を使いましたが、そもそもなぜデューデリジェンス、デューデリジェンスと言うのか。くだんの特別参加の方にお伺いをいたしますと、デューというのは正しい意味ですというふうな説明を始められたので、ごめん、ごめん、俺も中学校を出てるねんというふうにお断りをいたしました。不動産鑑定であつたり、経営診断であつたり、会計帳簿の精査だつたり、既に定着した日本語があります。それにもかかわらず、ちよつと金融機関の方々には申し訳ないんですが、金融村のギルドの合言葉みたいなやつがまかり通る。この点、中小零細企業の皆さん方の目線になって、分かりやすい日本語で説明する、私は必要だと思ひますが、大臣、いかがでしょう。

○国務大臣(甘利明君) 日本語で言うとなんていうんですか、資産等適正評価手続とでもいうんですか。私もデューデリ、デューデリという言葉には慣れてようやくきましたけれども、恐らく世間一般では一体何の話かということになると思ひます。分かりやすい日本語でしっかりと説明する必要があるかと思ひます。

○前川清成君 このパンフレットを見ますと、支援決定基準についても書かれてありまして、この中に、三年以内に生産性向上基準及び財務健全化基準を満たすことが見込まれること、こういうふうにあります。中身については、自己資本当期

純利益率が二ポイント以上向上、有形固定資産回転率が五％以上向上、従業員一人当たりの付加価値額が六％以上向上などと書かれてあるんです。

その中小企業の事業再生というのは、こんなに肩肘を張ったような話なのか。そもそも売上げを上げて、コストを削って、利益を確保して、その利益で借金をどれだけの期間、どれだけの額を払っていくのかと、そういうことこそ私は肝要ではないのかなと、こういうふうに思っています。

私は、まだ読んでないんですが、エステーの中興の祖と言われている鈴木喬社長が、「社長は少しバカがいい。」という本を出されたそうなんです。これが、今売れているそうなんです。ちよつと支援機構の実務が頭でっかちになってないのか。従業員に給料を支払って、それでその後借金を返していくにはもうけたらいいんだ。もうけるためには売上げを上げてコストを削つたらいいんだ。その有形固定資産回転率五％以上向上とか、中小企業に余計なことを考えさせているのではないかなと私は思いますが、大臣、いかがでしょうか。率直な感想で結構でございます。

○国務大臣(甘利明君) 支援決定基準として、この生産性向上基準であるとか財務健全化基準というのがあるわけでありまして。これは、公的なお金を使って支援をするわけでありまして、事業再生を図ることができると見込みをしつかりと精査をしなければならぬという責任もあるかと思ひます。

そういった関係で、生産性の向上に関する指標であるこの生産性向上基準であるとか、あるいは財務内容の改善に関する指標である財務健全化基準、これを満たしているかどうか、公金を使う以上は、ある種、公的な基準というものは最低限必要かと思ひます。

○前川清成君 大臣、満たしているかじゃなくて、満たす見込みがあるかどうか。満たす見込みがあるかで、この自己資本当期純利益率二ポイント

とかいろいろ言われても、分かりませんが、例えば松下幸之助さんとか本田宗一郎さんがこのような概念を知っていたとは私は思いません。この頭でっかちなのが経営の立て直しに本当に役に立つのかというの、是非この機会に真摯に御検討をいただけたらと思ひます。

それで、今のできるだけ利用者の皆さん方に分かりやすく、金融村のギルドの合い言葉ではないかと、金融村のギルドの合い言葉が羅列してあったので、できるだけ分かりやすく、例えて申し上げれば、仮設住宅で暮らしておられる中小零細事業者の皆さん方、あしたからどうしようかと悩んでおられる皆さん方が読んで分かるような日本語で書いたらどうですか、多少不正確でもいいです、漫画を使つてもいいです、分かりやすく、これが何よりも大事だと申し上げました。

それで、若干、若干じゃなくて随分訂正もしていただいて、書き直しもしていただいたんです。それは大きな前進だと思ひますが、ただ、まだまだ、中には、有利子負債、キャッシュフロー倍率が十五倍以下になること、支援期間の十五年以内に十五倍以下になること、あるいは五年以内をめぐりに営業損益が黒字になること、あるいは合算計画が達成される場合には十年以内です、合算計画であったり、有利子負債、キャッシュフロー倍率が十五倍であったり、なかなか分かりにくいこと、しかも、十五年以内に債務超過が解消されることというのは要件なんです、実はあらかじめ債務放棄をしておいて、債務放棄後の債務額を前提に十五年以内に債務超過が解消されればという扱いをしているみたいなんです。そうだとすると、この表現も正確さを欠いていると。

私は、今どの文言についてどう直せ、こう直せは申し上げませんが、基本的な方針として、被災

者の皆さん方に寄り添う分かりやすい表現に絶えず工夫をしていたらと思ひますが、その点についてお尋ねをいたします。

○副大臣(寺田稔君) お答えを申し上げます。

まさに委員御指摘のとおり、被災者の方々にとつて分かりやすいような表現にしていこうということ、今機構の職員挙げまして被災者の事業に對して分かりやすい事例集も作り、また委員が副大臣御在任中に御指摘になった点も改善を施しまして今説明をさせていただいております。復興庁といたしましても、この機構が十分その機能が事業者に対して周知徹底できますように、更に一層分かりやすい用語で努めてまいりたいと思ひます。

○前川清成君 是非よろしくお願い申し上げます。

それと、あと支援機構について話を戻すんですが、支援機構から支援を受けた場合は、代表者、取締役などは退陣を求められるのか求められないのか、まずは結論だけ伺ひたいします。

○国務大臣(甘利明君) 一般に事業再生に当たつて債権者に債権放棄等の負担を求めるような場合には、債権者の理解を得るために経営者も相応の負担を果たすことが求められているわけでありまして。

ただ、この経営者が、その人がいないと経営が立ち行かないような、ある種事業継続に必要なノウハウを有しているとか、あるいはその人個人に付随している必要な販路とか仕入先との関係があるとか、そういう個々の事情があるときには、関係者の理解を得られるということを前提として経営者の退任を求めないという場合もあり得るということでありまして。

○前川清成君 それでしたら、原則退任だと、これから支援機構の支援をお願いしようと、こう考へている中小企業の経営者の皆さん方には、原則辞めなさいよ、覚悟しておきなさいよと、こういうことですね。

○国務大臣(甘利明君) この機構が直接かわつ

てくるのはかなりの規模の中小企業だと思ひます。そこには従業員も多数いるわけでありまして。あるいは、番頭さんがそれを受けてやっていくという道もあるかと思ひます。いずれにしても、債権を大幅にカットする等々のことが対応されていくわけでありまして、全くその責任を取らないというわけにはいかないであろうというふう

に思っております。

○前川清成君 大臣、まず御認識として、この支援機構は大きな規模の会社ではなくて、JALの反省といつたらあれですが、JALのような大規模なところだけじゃなくて、地域地域の中・中堅企業についても適用していこうと、こういう基本方針ですので、その点だけは御指摘を申し上げたいと思ひます。

その上で、原則退任だとなると、なかなか使い勝手が悪い。その点で現行法がどういう仕組みになっているかを申し上げますと、民事再生法の二十一条は、債務者に破産手続開始の原因となる事実の生ずるおそれがあるとき、まあ支払不能等々が生じるおそれがあるとき、事業の継続に著しい支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することができないとき、民事再生の申立てができることと書いています。民事再生にあつては、原則経営者の交代は求められません。これに對して、支援機構法一条、これは過大な債務を負っている中・中堅企業は支援を申し立てることができるかと、こう書かれています。

どちらの方が財務状況が悪いかというと、当然ですが、民事再生を申し立てる会社。民事再生、自分のところよりもしんどい、財務状況が悪いでも、民事再生だから社長は替わらなくてもいい、今までどおり経営していける。支援機構だったら社長を辞めなさいといけない。これはやっぱり使わないと思ひます。この点も私は見直す必要があると思ひますが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(甘利明君) 民事再生の場合も、債権者の理解が得られないと、それは使えないんだと思ひます。ここでも債権者がどういう理解をする

かということが前提となっているわけでありま
から、必ずしも民事再生、じゃ民事再生だと、
じゃ民事再生の中で債権者が私はそういう方法
は反対ですと言ったら、そのとおりいかないとい
点もあるかと思ひます。

○前川清成君 民事再生は経営者の統投につ
認可事由になっているんですか。

○岡田大臣(甘利明君) いや、この民事再生が
定どおりに進んでいくかいかないかという話は、
これ債権者の理解は全部必要じゃないでしょ
うか。

○前川清成君 民事再生法は再生計画について、
債権者の頭数と債権額の総額について過半数の賛
成があればいい。だから、四九%反対があつて
もいいわけ。それが全体としての社会経済の
利益につながるという立法者の判断です。

しかし、支援機構にあつては、銀行が反対し
うが賛成しようが、支援機構がかわいそうと思
おうがどうしようが、原則やつぱり辞めてくだ
さいね、これが原則なんです、あなたのスキルが
別に必要な場合だけはやつてもいいですよとい
ことになれば、大臣、使わないですよ、これは
いかがですか。

○岡田大臣(甘利明君) これは、先ほど来、中小
企業、うんと小さい中小企業も対象というお話
がありました。事実としては、この機構が対応す
るのは、地域にとつて、地域経済にとつてかけ
のない一定規模の企業以上というのが事実とし
ての対象になっていくんだと思ひます。それは、機
構が持つていく、フル装備で備えている装置か
らすれば、零細企業に機構から出資を求めるとい
う事態は普通は考えられないと思ひますから、そ
ういう地域経済にかかわる規模の中小企業に関
して、これは企業経営者がそのまま経営を取っ
なければ事業にかかわるということを確認さ
すればそれは例外となるわけでありま
すが、どうして経営者がその人である必要があるとい
うことが客観的に認識を共有されれば、当然そ
の方が引き続きやつてもいいわけでありま
すから、そこ

は……

○委員長(相原久美子君) 簡潔にお答えくだ
さい。

○岡田大臣(甘利明君) 従来の経営者がそのま
やるのがいいか、それ以外がいいかという判断が
中心になってくるかというふうと思ひておりま
す。

○委員長(相原久美子君) 前川清成君、時間
が来ておりますので簡潔にお願いいたします。

○前川清成君 大臣、是非この点は、平成十
三年ごろだと思ひますが、和議法が廃止をされて
民事再生法という法律ができました。そのとき
の経緯について読み返していただけたらと思ひ
ます。大臣はそうおっしゃいますが、私は断言
したいと思ひます。今のままではデューデリ
ジェンスにいっぱいお金が掛かる、経営者は
原則辞めなければならぬ、これではこの企業
再生支援機構の利用件数は伸びないだろ
うと思ひます。

もう一つ、是非連帯保証の問題をお聞き
したかったんですが、時間が来てまいりました。
この点については、まだどこかでお尋ねを
したいと思ひます。

今日はありがとうございました。

○岡田大臣 自由民主党の岡田広君です。
株式会社企業再生支援機構法の一部改正法案に
つきまして、お尋ねをいたします。

この機構は、平成二十一年十月の業務開始
以来現在まで二十八件の支援決定、今、前川
委員から僅かに二十八件というお話もあり
ましたが、うち十三件については支援を完了
してあります。しかし、この機構の目的は中
小零細企業への支援だと思ひます。JALに代
表される、JALが突出している。国民の皆
様から見ると、大企業支援機構のようない
イメージを持たれてはいるのではないかと
思ひます。今回のこの企業再生支援機構の
目的に照らして、これまでの実績を評価し
て、検証をされ、総括した上で今後の法案を
改正案出されたと思ひますが、今度の

新しい機構は、どのような工夫をして機構本
来の役割、使命、目的であります中小企業
の支援を現実のものにしていくのかを、ま
ずお尋ねをしたいと思います。

○岡田大臣(甘利明君) 今回の改正法案にお
きましては、まず中小企業再生支援協議会、
地域金融機関、そして事業再生ファンド
などの地域の再生現場であるとか、地域
活性化の担い手の支援能力の向上を図る
ための機能をまず追加をいたしております。
加えて、従来から個々の企業の事業再生
については、中小企業の使い勝手の改善を
図る等の措置を講ずることとしておりま
す。この使い勝手の向上というのは、具
体的に申し上げますと、支援期間、これを
三年から五年に延長してあります。それ
から、今までは個別企業名を公表してお
りました。やつぱりこれ、公表されると
後々非常に支障が出るということが実態
としてございまして、でありますから、
公表しないということとしております。

こういった改善措置をとりまして、地
域の再生現場の強化を含めまして中小企
業等に対する持続可能な再生支援体制を
構築するとともに、それから、新事業、
事業転換を目指す企業や地域活性化の
事業を担う企業等の経営基盤の強化を
積極的に支援してまいりたいと思ひて
おります。

○岡田大臣 甘利大臣から答弁があり
ましたように、持続的な中小企業の支援
ということではもう最大のことでありま
す。今御答弁にありましたように、現
機構よりも中小企業が活用しやすいよう
に支援期間を三年以内から五年以内に
延ばすための見直しをしたということ
を始めとして、様々な改善措置をされ
たということで大変評価をしたいと思います。
是非、中小零細企業に対する支援は積
極的に進めていきたいと思います。

この円滑化法の第四条第三項では、機
構の支援対象事業者である中小企業者
に対し金融機関が保有する債権につ
いて、機構から金融機関に対し債権
買取り申込みなどの求めがあった場合、
金融機関には、事業者の事業の改善
又は再生の可能性等を勘案しつつ、
できる限り応ずるといふ努力義務が課
されていくわけでありま

す。そこで伺いたいと思ひますが、この
機構の債権買取り申込み等の求めに
対する金融機関の努力義務について
円滑化法の失効後がどうなるのか、
お尋ねをしたいと思います。

○政府参考人(三井秀範君) お答え
申し上げます。

円滑化法の期限到来によりまして、
御指摘の規定も効力を失います。しか
しながら、今回のこの法改正におき
ましては、新たにこの機構法に第六
十四条という規定を設けてございま
す。ここでは、機構及び金融機関等
は、事業者の事業の再生に当たつては
相互の連携に努めなければならない
という趣旨の規定を置いてございま
す。このため、機構は本法で定める
債権の買取り等を行うと、こういう場
合には努力義務の規定がございま
す。これに基づきまして金融機関は
円滑化法の期限到来後も機構の債権
買取りの求めなどに応じると、こ
ういう努力義務があるというふう
に考えてござい

ます。

○岡田大臣 今回の改正で、機構の
新たな事業として金融機関などへの
専門家の派遣が追加されていま
す。事業の再生及び地域経済の活
性化のため、金融機関にはコンサル
ティング機能をより一層発揮する
ことが求められているわけであり
ますが、金融機関は財務の専門
家であっても経営や技術開発につ
いては専門外ということもあるの
ではないかと思ひます。この新機
構が地域の面的再生を図っていく
上で専門人材の確保が最も重大な
課題となると考えるわけであり
ますが、この専門家の充実に
ついてはどのように考えている
のか、お尋ねをしたいと思います。

○政府参考人(三井秀範君) お答え
申し上げます。

す。
大変重要な御指摘をちょうだいいたしました。確かに、専門人材の確保は最も重要な課題であるというふうに認識してございます。

現在の機構の専門家は、個別企業の直接の再生支援ということ念頭に置いて確保してきてまいったところでございます。今回新たに業務が追加されますことから、今後は、その新しい業務を担う人材、こういう者は採用していく必要もございいます。このような新しい機構の人材の確保につきましては、今後この新しい業務の内容を踏まえまして機構の経営陣において早急かつ具体的に御検討いただく必要があるものと考えてございます。

また、機構の主務大臣といたしましても、各方面へのこの法律ないしはこの機構の新しい業務の周知徹底に努めていくことを通じまして、この人材確保の取組につきましても積極的にサポートしてまいりたいと存じます。

○岡田広君 機構の専門家の人材の確保、非常に大事だという御答弁でありましたけれども、もう本当にこの人材をいかに育てて派遣をしていくかということが大変このポイントだろうと思うんです。

豊臣秀吉が黒田如水というキリシタン大名にこんな質問をしたそうです。この世の中で最も多いものは何か。黒田如水はそれに答えて、それは人ですと答えました。それでは、この世の中で最も少ないものは何か。それも人間ですという答えをしたそうです。

多いものも人間、少ない方のも人間ということですが、私が理解するのは、多い方の人というのは人間ということ、少ない方の人というのは人材だと、私はそう思うんですけれども、その人材を育てる人が、もっと少ない人というのが人物なんだろうと私は思うんです。やっぱり人物を育てていく、それが人材につながるということであり、まさにここがもう最大のキーポイントだろうと、そういうふうに思っているんです。

ですから、機構で専門家を、人材を確保する、一番大事なことでありますけれども、それを地域に派遣をしていく。地域によっては金融機関や中小企業再生支援協議会における専門人材が十分に育っているとは言えないんじゃないかと私は思うわけでありまして、地域における専門人材の育成という観点も非常に重要であると考えられるわけでありまして、この新機構の果たす役割についてもう一度御答弁をお願いしたいと思っております。

○政府参考人(三井秀範君) お答え申し上げます。

先生御指摘のこの地域の再生現場における支援能力の向上、人材の育成というのが大変重要な課題であるというふうに私どもも認識いたしました。この法律案におきましては、地域の再生の現場の担い手である地域金融機関を始めとする再生現場の支援能力の向上を図る、こういう観点から新たな業務を追加してございます。

地域金融機関あるいは中小企業再生支援協議会等の地域の再生現場に対する専門家の派遣や連携の強化、それから事業再生子会社ないしは事業再生ファンド、地域活性化ファンドに対する専門家の派遣、出資、融資、こういった事業を追加しております。

こうした取組を通じまして、地域における再生現場、地域活性化支援の担い手の支援能力の向上を図ってまいりまして、地域における専門人材の育成に寄与してまいりたいというふうに考える次第でございます。

○岡田広君 人材が大事だということはもう十分認識をしているところでありますけれども、専門家が育つ、そして人材を育てていくという、そういう中であって、今度は地域の経済活性化支援機構と名称も変えるわけでありまして、この名称については後で、後ほどお尋ねしたいと思っておりますけれども、この地域の活性化のためには地域の金融機関がしっかりとリスクも共有する、そこが非常にこれから重要であると私は考えているわけであり

ますけれども、この新機構による支援は金融機関がリスクを負う仕組みとなっているのでしょうか。今回の法案の果たす役割についてお尋ねをしたいと思っております。

○副大臣(西村康稔君) お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、地域の中小企業の再生にはその地域の金融機関の役割というのは非常に大事であります。まさに御指摘のとおり、それぞれの地域の金融機関が個々の借り手企業の経営課題に応じてリスクを取りながら、その実行を支援していくということが極めて重要だというふうに考えております。

したがって、基本的には、それぞれの地域で金融機関を中心として中小企業を守り立て、再生させていくという取組を応援をしていくというスキームを新たに加えておまして、それがその地域でつくる事業再生ファンドであったり地域活性化ファンドであったり、そういう金融機関が中心となっていくものにこの機構から一部出資をしたり専門家を派遣して支援をしていくという枠組みをつくっております。

あわせて、機構法六十四条においても、機構と金融機関は地域における金融の円滑化に資するように相互に連携に努めなければならないということにしておりまして、金融機関も更にニューマネー、新しい追加の融資も含めて、そうしたことを始めとした金融の円滑化に資するように努めなければならないという責務がありますので、こうした取組を通じて地域の中小企業の経営改善あるいは地域の活性化につなげていくという枠組みになっております。

○岡田広君 機構法の第六十四条の御説明もありましたけれども、まさに地域の問題は地域で解決をするということで、金融機関もしっかりと参画をして、やっぱりリスクも共有してもらおうということでは是非指導をお願いをしたいと思っております。

一昨年の二月の十六日に、ちょうど二年前に共生社会・地域活性化調査会で、香川県高松市の丸

亀町商店街の事例について参考人から意見を聴取をする機会がありました。この商店街は、役所主導ではなくして民間主導、商店街振興組合を結成して計画を策定し、民間主導型第三セクターの高松丸亀まちづくり会社がタウンマネジメントを行い、開発に取り組みしているというお話を伺いました。参考人は、丸亀町商店街は民間主導で計画を策定したことがポイントで、民が主導となつてそれを役所が支える仕組みの構築が重要との発言をされています。

その意味で、本法案による、機構が地域活性化ファンドを経営管理して、ファンドを通して地域活性化事業を行う事業者を支援する仕組みは、丸亀町商店街の事例に照らしても効果的な仕組みであると私は考えるわけでありまして、地域活性化ファンドが支援の対象とする地域活性化事業を行う事業者とは具体的にどのような事業者を指すのか、お尋ねをしたいと思っております。

○政府参考人(三井秀範君) お答え申し上げます。

この新しい機構が担います新事業、事業転換を目指す企業や地域活性化事業を担う企業を支援する地域活性化ファンドに対する専門家の派遣あるいは出資、この業務の対象となります事業者についてのお尋ねでございます。

この新しい業務を追加する際に一つの参考にいたしましたのは、過去、民間が主体になって地域の経済の活性化に取り組んだ事例が、大変数は少いながらも存在いたしまして、例えば市の中心に位置するシンボルであった百貨店、商店街の倒産後、その商店街は非常に疲弊したわけでございますが、その空きビルを活用いたしまして、またその周囲も複合的な施設として再生しましてこの町の交流拠点として集客の回復に成功した事例、こうした事例や、あるいは中小温泉旅館を複数再生した事例などがございいます。

こうした事例なども参考といたしまして、地域の実情に応じまして、また専門家の目から見て創意工夫を凝らした取組を各地で行っていくように

促してまいりたいと存じます。

○岡田広君 地域再生、地域活性化については、政府において、地域再生本部や中心市街地活性化本部、また政府系金融機関の日本政策投資銀行等による取組が先行しているわけでありますけれども、機構が地域活性化に資する支援を実施するに当たり、これらの機関と連携協力し蓄積されたノウハウや成功事例、経験を積んだ専門人材の活用を図ることでより効果的な支援が可能となると考えるわけであります。

この政府及び機構には、関係機関と十分な連携が図られるよう今後取り組んでいただきたいと思いますが、政府の考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(甘利明君) 委員御指摘のとおり、機構が地域活性化に資する支援を実施するに当たりまして、各関係者で相互に連携しつつ支援を進めることは極めて重要でありまして、この機構法六十七条には、国、機構、政府系金融機関などの関係者が相互に連携を図るよう定めているところでありまして、この規定の趣旨も踏まえまして、機構が各関係者と十分連携を取るよう取組を進めてまいりたいと思ひております。

○岡田広君 今の丸亀町のような取組を積極的に各地域で進めていくためには、金融機関だけでなく、当然、地方公共団体の積極的な協力が必要であります。そのためには、地方六団体といいますが、地方六団体、市町村長を始め、やはり首長レベルの理解を深めていく必要があるんだろうと思ひます。

私いつも思うんですが、国のいろんな政策は、それぞれ全国地方公共団体の担当レベルには集めてそれぞれの地区で説明をされるんだろうと思ひますけれども、しかし、なかなかやっぱりトップセミナーというのをやっている姿は私も聞いたことがありません。やっぱり、事務レベルもそうですけれども、トップセミナーをやって、いい政策に理解を求めていくというのは大変必要だろうと

思うんです。

地方六団体においても、市長会とか町村会とか議長会とかいろいろあるわけですから、その六団体等へのトップセミナーを行う。そして、内閣府は地方部局持っていないと思ひますけれども、金融庁というのはその下部組織である財務局や財務事務所をそれぞれ地域に持っているわけですから、ここをもう少し積極的に活用して、今まで何か法案、政策で事務的にだけ説明していて、余り、御用聞き行政というか、しっかりと説明に行くということとは、私は、私の経験からするとないんだらうと、そういうふうには思っています。

今回、本法案は、従来の企業の個々の支援から、面的支援をしながら地域ごとに活性化をしていくということで大変私はいいと思うんですが、すけれども、この機構が変わったということをしつかりと国民の皆さんにも認識をしていただくために、名前を変えた部分、企業再生支援機構から地域経済活性化支援機構に名称も変えた、こういうことで甘利大臣が答弁をされ、衆議院ですけれども、今回のようないろいろな事例として今回の機構法改正の内容等につきまして、市町村長を始めとして地方公共団体のトップの人たちにもしつかりと、そして国民の皆さんにもPRをしてこの政策を実行していくということがとても大切ではないかと思うんですが、お尋ねをしたいと思ひます。

○副大臣(寺田稔君) 委員御指摘のとおり、今回、新機構法におきましては地域活性化事業あるいはまた地域の再生現場支援という新たなウィングを広げております。

実は、金融庁の監督指針におきましても、この地方公共団体との連携が重要であるというふうなことはしっかりと書き込まれているわけでありますが、とりわけ、この先ほど委員が紹介された丸亀のようなケース、民の主体的な取組を官が環境整備をする、その支援を行うというこの経営支援策の策定に当たりましては、市長さんあるいはま

た町長さんあるいは村長さんといった首長さんのトップに対する周知また関与が必要不可欠であります。

金融庁、財務局といったしましては、今後ともそうしたことをより推進をしますために、トップセミナーの開催、そしてまたこの地域の活性化に資するそうした支援内容の説明の周知徹底に努めてまいりたい、そのように考えております。

○岡田広君 寺田副大臣から御答弁ありましたように、やっぱり今までと同じじゃなくして、事務ベースだけでいいんだということじゃなくして、やっぱり今六団体のお話挙げましたが、市長会といふのは何回か年に会合を開きます。町村長会も議長会もやっている。そういうところにしつかりと出席をして、やっぱり説明をしていくというところが、私は、上から下から様々な視点からこういういい政策を広げていくというのはとても大切なんだらうと、そういうふうには思っています。

この企業再生支援機構法の改正案を始めとして、様々な政策メニューを通して今年は景気回復元年の年にしなければいけないと私は考えています。去年の衆議院選挙の結果、この年が明けてから、株高、円安、これはもう御承知のとおりでありますけれども、安倍政権においては日本経済再生本部とか経済財政諮問会議を司令塔として、総合科学技術会議とか規制改革会議等との連携をしながら、しっかりと景気回復に向けて政策を一步一步進めていくということであると思ひますけれども、この産業競争力会議も日本経済再生本部の下に置かれているということで、様々な形でアベノミクスの実現を図りながらこのデフレを克服をして景気回復の元年の年にすること、これがとても私は大事なことであり、そのような中で今回の法案は非常にすばらしい法案だろうと、そういうふうには思っているわけであります。

そして、これはまだ提案をされていませんけれども、やっぱり去年の八月の通常国会で問責が出て、法案が審議されませんでしたけれども、PFI法、民間資金等活用事業推進機構ですね、この

法案も、そして臨時国会でも解散ということになって、二回これ流れていますが、これもやっぱり今回三度目ということで、しっかりとこういう法案も提案をして成立をさせていかなければいけないというふうには私は思っているわけであります。

今月の十二日に行われましたオバマ大統領の一般教書演説の中でも、補修せよプログラムを提案したいというお話がありました。喫緊の補修が必要なインフラ、一例を挙げると、全米に老朽した橋梁が七万近くもあるそうでありますが、これも、一刻も早くこれを補修するものだということ、その補修のための費用について、パートナーシップ・ツー・リビルド・アメリカということでアメリカ再建パートナーシップの設立を提案されたということでありますが、インフラの老朽化対策を行ってインフラをアップグレードするため民間資金を集める特例ファンドだということ、たそうであります。このファンドで物流を支える港をアップグレードする、暴風雨にも潰れない近代パイプラインに造り替え、子供たちの学校もアップグレードすると、そういうものでありますけれども、日本では国内投資家のインフラファンドへの関心が、数字は時間の関係で申し上げませんが、まだまだ私は低いんだらうと、そういうふうには思っているわけであります。

そういう意味でも、今国会に提案される予定のPFI法、これは是非しっかりとやっていきたい。やっぱり、どんなに補正予算、アベノミクスの気持ち、将来、政治に不安があったらなかなか景気は回復をしないんじゃないかなと、そういうふうには思っています。是非様々な政策をやって景気回復の元年の年にしたいということを再度申し上げたいと思っております。

もう一つだけちょっと、もう少し時間がありますから申し上げますが、今回大型補正でありますけれども、特に、私、非常に良かったという政策が、林野庁が出している、四百十億という画期

的なこれは今回予算だろうと思っておりますが、木材利用ポイント、国産材、地域産材を活用したものに對してポイントを付けるという制度でありますけれども、こういう事業もしつかりとやっぱりPRをしていっていただきたいというふうに思うわけであります。

今回、公共事業中心だという、マスコミでは、人からコンクリートへと、そういう活字も躍っていますが、私はそうは思いません。今回の補正予算は、まさに人間が生きていくための、命を大切に、災害対策事業、国土強靱化法案も提案をしていますが、公明党さんでは防災・減災ニューディール政策ということで、やっぱり人間が命を守るための災害対策事業というのは大事なんだと、公共事業でいくくりするのではなくして、こういうことをしつかり国民に理解を求めていかなければならないというふうに思っているところであります。

一例を挙げますと、東日本大震災、岩手県の普代村という村、三千人の村です。地図からいいうと、その下の村には田野畑村という村、四千人の村です。田野畑村にはハメーターの防潮堤が造られていました。大震災で大津波、ハメーターを超える大津波で死者、行方不明二十九人、全半壊五十七戸と。しかし、普代村は十五・五メーターの防潮堤を造りました。当時の村長さん、今から四十数年前です、何と無駄な公共事業をやっているんだ、村民の皆さんから言われたそうです。しかし、結果的には、備えが人の命を救った、十五・五メーターの防潮堤、一人の死者も被害もなかったということでもあります。

対照的な地域、私も現場を見てまいりましたけれども、コンクリートが人の命を守った、やっぱり人の命を守るために事業が必要なんだという、そういう是非再認識をしていただきまして、是非景気回復元年の年にしていただきたいということをお願いして、甘利大臣に是非決意をお願いして、終わりたいと思います。

○国務大臣(甘利明君) 先生から指摘された各種問題提起しつかり受け止めて、より良い対応に資

するように取り組んでまいりたいと思います。

○岡田広君 終わります。

○委員長(相原久美子君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、世耕弘成君が委員を辞任され、その補欠として石井浩郎君が選任されました。

○委員長(相原久美子君) 次に参りたいと思います。

○谷合正明君 公明党の谷合です。

十分時間をいただいております、短い時間でございまして、衆議院の方では触れられていない部分について、法案の本身について、早速お伺いさせていただきますと思います。

第二十二条の一項に規定されておりますところですが、まず、第三者である機構がメインバンク以外の金融機関等の全ての貸付債権の信託を引き受けるという特定信託の引受けと、そういうものがございまして。さらには、事業者の債権者である金融機関等の事業再生子会社に対し機構が出資等を行うという特定出資という手法も盛り込まれております。そして、機構がファンドの無限責任組合員となる会社を設立し、経営管理を行うという特定経営管理という手法がございまして、それぞれ的手法について、具体的にどのような利点があるのかということについて説明をお願いしたいと思います。

○政府参考人(三井秀範君) お答え申し上げます。

まず、一番目の特定信託引受けでございます。複数の金融機関から融資を受けております中小企業につきまして、非メイン行の債権を機構に信託をする、債権者をメイン行と機構の二者に限定し、まして迅速かつ円滑に再生支援に取り組みむ、こういうことを狙ったものでございます。これによりまして、中小企業等が自ら債権者間調整を行う負担等を軽減するというを通じまして円滑な再生支援の実施を可能ならしめようと、こういう

ものでございます。

二つ目の特定出資でございます。金融機関が設立する事業再生子会社に対しては機構が資金、ノウハウを提供いたしまして、再生可能性のある中小企業の事業再生を集中的、継続的に実施、支援することを目的とするものでございます。再生支援が必要な中小企業に対しては業況改善が見込まれない段階で金融機関本体から追加融資を行うということとは、金融機関の株主への説明責任の中からもなかなか金融機関としても容易でないというふうにお聞きしてございますが、この特定出資の枠組みを利用いたしまして、事業再生子会社が機構による出資金、融資金を原資としまして業況改善が見込まれる間のつなぎ融資を行うと、こういうことによりまして実効性のある再生支援を行ってまいりたいと、こういうものでござい

ます。三番目の特定経営管理でございます。機構が地域金融機関と共同してファンド運営に当たると、こういうことによりまして、機構が保有するノウハウを地域金融機関などと共有しつつ、事業再生に資する資金供給を行っていくことを目的としているものでございます。中小企業の事業再生のニーズに応じたサービスを民間のファンドによつて提供する仕組みというものは、もちろん種々取組が見られるところでございますけれども、まだ緒に就いたばかりではないかと存じます。また、ファンドの空白地域も存在いたします。こうしたことから、この特定経営管理の枠組みを用いまして、機構が有する事業再生のノウハウを地域と共有し、地域における再生支援の現場の担い手の支援能力を向上を図っていく、ないしは、このファンド空白地域の解消を通じて地域における中小企業再生の支援の充実、こういったものを図ってまいりたいと、こういう狙いでござい

ます。

○谷合正明君 甘利大臣、特段付け加えることはないのでよろしいですか。それで、しつかりそういう利点については進め

ていただきたいと思います。今回の六十四条に金融機関との連携ということで、こは我が党も強く主張させていただいて、盛り込ませていただいたところでございます。今日も質疑でも出ておりますが、金融円滑化法がこの三月で失効するというところで、我が党としては、これを三十万社から四十万社中小企業が利用してきたということも踏まえて、今議題となつております機構が、新しい機構が再生支援体制の軌道に乗る期間を考慮して、半年間延長ということも主張してまいりました。言わば、単純延長しろと言っているわけじゃなくて、しつかりと中小企業に対する配慮、目配りというのが必要じゃないかというふう

に訴えてまいりました。その六十四条の中に、先ほども質問ございましたけれども、金融機関がとつた措置にかかわる報告義務というのものもなくなつてまいります。金融庁さんが作っておりますチラシでは、例えば、金融機関の役割としては金融円滑化法の期限到来後においても何ら変わらないというようなこともわざわざ丁寧に説明されてはいるんですけど、もしかしながら、さりとてなかなかそういうわけにもいかないんじゃないかと。一つの例としてその報告義務もなくなるといふこともありまして、先ほどは自主的に要請するといふような答弁もございましたが、しつかりその辺の実効性をどのように担保するのかということを改めて答弁をいただきたいと思つております。

○副大臣(寺田稔君) お答えを申し上げます。

今、谷合委員御指摘のとおり、金融機関が今後貸付条件の変更等円滑な資金供給に努めるべきことは何ら変わりありません。その趣旨そのものは、委員御指摘のとおり、新法案の六十四条に法定、明記をされております。問題は、この八条の報告義務のところでありまして、これは確かに同法の期限到来とともに終了をいたします。したがって、金融機関に対しては、円滑化法失効後も貸付条件の変更等の実施状況の自主的な開示を要請いたしますとともに、

先ほど申しました金融検査マニュアル等におきましてその趣旨を徹底しております。

具体的には、この検査において円滑化遂行体制の状況を検証いたしますとともに、定期的なヒアリングによりまして金融機関による中小企業者への円滑な資金供給に向けた積極的な取組を検証し、確認をするということでもあります。また、さらに、昨日より運用開始をいたしました中小企業等金融円滑化相談窓口におけます相談できるの細かい対応を図つてまいり、とりわけそうした円滑化に対する苦情あるいは相談などをつぶさにピックアップをいたしたい、そのように考えております。

○谷合正明君 十分としっかり実行していただきたいと思っております。

それで、中小企業の話もさせていただきましたけれども、さらに、金融機関が対象としないような新しいいわゆるビジネスというんですか、ソーシャルビジネスというんですか、そういったものも昨今出てきております。ちよつと今日、法案の中身とちよつと違う分野ではございますが、休眠口座の活用ということについて、最後、一点触れさせていたきたいんですが。

これは、民主党政権の時代に成長ファイナンス推進会議において閣議決定されたものでございまして、年間八百億円ぐらいいやわば休眠口座という、まあ定義はさておき、休眠口座というものがあつて、それをしっかり活用できないかという話ではあるんですね。そこで、新政権が発足いたしました、国家戦略会議もなくなりまして、この休眠口座の活用という議論はどうなつたのかということがございまして、先日シンポジウムが開催された折に、公明党は私代表で、自民党さんからも、また民主党さんからもそれぞれが登壇して、これはいいことはいいいことだし進めていこうというふうな話もさせていただきましたところ

です。答弁できない、あるかもしれませんが、今日は、その休眠口座の活用については、いいも

のについては私は新しい政権でも引き続き検討していくべきだと思つておりますので、是非その点、答弁をお願いしたいと思つております。

○大臣政務官(島尻安伊子君) 谷合委員にお答えを申し上げます。

休眠預金の活用については、金融庁といたしましても重要な課題だというふうに認識をしております。委員よく御存じだと思つていただいても、昨年の成長ファイナンス推進会議の結論を受けまして国家戦略室等とともに検討が進められてきたところでございますが、今後は新しい体制の下で関係省庁と協力をして引き続き検討を進めてまいりたいと思つております。

○谷合正明君 じゃ、しっかりと検討していただけるということなんで、検討していただきたいと思つていただいても、財産権の問題とか、要は、個人の資産を国家や銀行が召し上げるというもののじゃないんですけれども、どのように活用していくのかという、逆に出口の分野もかなりこれから議論を詰めていかなければならないわけでございますし、しっかりと——西村副大臣、何か御関心があつたそうなんですけれども、副大臣から答弁をいただきたいと思つております。

○副大臣(西村康稔君) ありがとうございます。

今、島尻政務官から答弁ありましたけれども、まずはその口座にある預金をどういう仕組みで使えるようにするのかという仕組み等はちよつと金融庁で御検討いただいて、使い道の方は、少し何に使うのかというところ、今御指摘のあつたソーシャルビジネスとかコミュニティビジネスとか、できれば地域の活性化なんかに使つてほしいかなと思つておまして、こんなことを含めて検討を深めてまいりたいと思つております。

○谷合正明君 終わります。以上です。

○米長晴信君 みんなの党の米長晴信です。今日は法案について伺います。

まず、基本的な質問ですけれども、先ほど予算委員会の方で可決をされました補正予算の関連の法案ということで、この法案についてはフア

への出資に係る経費ということで三十億円ということと計上されておりますけれども、改めてこの三十億円の内訳といひますか、理屈を説明していただきたいと思つております。

○国務大臣(甘利明君) 三十億円の話であります

が、今般の改正法案に基づく機能の拡充によりまして、新たに事業再生に取り組む企業、それから新事業、事業転換を目指す企業や地域活性化事業を担う企業、これを支援対象とする事業再生ファンドや地域活性化ファンドに対して地域金融機関とともに新しい機構が専門家の派遣及び出資を行い支援をすることとしており、これらに必要な出資に係る経費が今おつしやつた三十億円、これを補正に計上しているわけでありまして。

地域の再生、活性化に係るニーズは多々ありまして、各地域における適正なファンドの規模、数、それぞれの地域の実情に即して決定されるべきものであると思つております。

○米長晴信君 三月末に消滅するいわゆる中小企業金融円滑化法の対策の一環として位置付けられているということでもありますが、それが三月末に急になくなつて四月からというわけにはいかないの、恐らくつなぎ目がないようにというところも含めて今回の補正に入れたのだらうというところは推測はしておりますけれども、一応、来年度予算でなく補正でこれを扱つていこうというこの位置付けを答弁いただきたいと思つております。

○政府参考人(三井秀範君) 当初予算ではなくて補正予算で取り入れていこう、こういうふうな御質問でございました。

今回の補正予算、十五か月予算といひしまし

て、切れ目のない経済対策を講じていくことによりまして経済のプラスの効果を図ると、こういった観点から行われているものの一環といたしまして、この地域経済活性化支援機構への出資金の三十億もいただくと、こういうふうになり込んでございます。

○米長晴信君 というのは補正予算の十五か月予算という趣旨に沿うように、仮にこの法案が成立いたしましたならば、早急にこの出資金をいただき、また、その法律に認められた新業務を開始することによりまして早急にこの地域経済の活性化に資する業務を開始すると、こうした形で地域の金融、地域の経済に資するように促してまいりたいと、このように考えてございます。

○米長晴信君 では、中身の方に入らせていただきますけれども、大臣にお伺いしますけれども、改めまして、趣旨説明の方でもお述べになりましたけれども、地域的にこれを広げていく、中小企業にもこの裾野を広げていくという趣旨だと思つていただいても、幾つか指摘がありましたけれども、実績を見てみるとこれまでのところは大企業が多いんじゃないか、数も少ないんじゃないか、使い勝手が悪いんじゃないかという話ですけれども、これが中小企業に広がっていくのをこの法案を通じてどういう思いでやっておられるかというところを答弁していただきたいと思つております。

○国務大臣(甘利明君) 今までの機構は、件数が非常に少ないし、大企業支援ではないか、本来の使命を果たしてないのではないかと、そういう反省もありまして、もう少し多くの対応ができるようにします。もちろん、零細企業対象という感覚ではないと思つております。地域経済を担っていく、中小でも少し中堅に近い方かなというふうなイメージをいたしておりますが、使い勝手が悪いという点で幾つか改善をさせていただいてお

ります。先ほど答弁させていただきましたが、まず支援期間が今まで三年、これちよつと短過ぎるのではないかと、で、五年ということにさせていただきます。

きますし、やっぱり事業者の名称の公表が今まで義務付けられていました。これは風評被害というものに遭って、後々事業を再建するのがその足かせになってしまったりしているということで、これを義務付けることをしない、原則非公表ということにさせていただいて、使い勝手を良くさせていたいただいわけでございます。

それから、機構自身がいろいろな機能を新たに追加まして、地域の金融機関とかあるいは認定支援事業者、特定認定機関、ここに専門家を派遣したり、あるいは金融機関に派遣したり、あるいは地域ファンドに出資をしたりと、いろいろな地域の支援をするものを支援するという機能も備えまして、広範に中小企業やその地域、中小企業が中心になっている地域全体を支援できるような体制を強化をさせていただいたところであります。

○米長晴信君 どちらかというと、零細よりはちよつと上の中小の企業をイメージしているということですけれども。

実績を見てみますと、これまで三千六百九十億円が出資されていて、そのうちほとんどである三千五百億円がJALと。あとは、どちらかというと中規模の企業が並んでいて、中には六百万円という、どちらかというと零細に近いようなところも含まれているんですけども、風評被害等、やっぱり地域的な、あるいは小さい企業になればなるほどそういった被害もあるというのも分かりますけれども。

ただ、定義を見ますと、大企業というのは政令に基づいて出資額五億円、従業員千人以上というのが大企業という区割りで、その下は全て非公表ということでありますけれども、何となく国民感情からして、この国費を投入するファンド、これ、JALは三千五百億円どう使ったんだろ、か、ちゃんと使ったんだろ、かというのには気になるし、最終的に全部公表してそういう風評被害を招いてうまくいかなくなるというのは当然この法の本意ではないとは思いますが、中にはやっぱり五億円とか、中小企業でも五億円を超

えるような、一億円を超えるような企業が、出資を受けている企業がたぶんあるわけですから、逆にも、必ずしも出資がうまくいかなくなくなつて失敗する例の中にももしかしたら残念ながらあるかもしれない。

そういうときに、チェックをするということも一方で公費を投入するわけですから必要かと思うんですけども、そのときに公表しないという形を取った場合に、それがなかなか難しくなるのではないかと問題もあらうかと思ひますけれども、それについてお答えいただきたいと思ひます。

○大臣政務官(山際大志郎君) 議員御指摘の点は、ある意味バランスなのかなという部分もあると思ひます。

それで、全く説明責任を果たさないということでは当然ございません。国民に対する説明責任を果たしていかなくてはならない、こういう問題意識から、本法改正法案の三十四条にもあるとおり、主務省令で原則として事業者の属性を含めた概要は公表させていただきたい。そしてさらに、大企業については現行どおりその名称の公表を義務付ける予定でございます。そして、さらに、機構の業務運営の適切性を確保していくために、これもまた主務省令ですが、業務の実施状況に関する機構の評価を新たに定期的な公表事項とする予定でございます。

こうした対応に加えて、日々の機構の業務運営の適切性についてもしっかりとモニタリングしていく予定でございます。

○米長晴信君 ありがとうございます。

この法案だけで円滑化法廃止に伴う措置をするわけではないと思ひますので、そのほかの中小企業救済策等も含めて御説明いただきたいというふうに思ひます。

○副大臣(寺田稔君) 当然、円滑化法、この期限到来後のきめの細かい支援策、これが重要だといふふうに認識をしております。金融庁といたしましては、中小企業庁など関係府省とも連携を図

りまして、まず金融機関に対して、中小企業あるいはまた小規模事業者に対する経営支援に一層取り組むように促していきたいと思ひます。

また、今回新たに立ち上がりまします地域経済活性化支援機構におきまして、地域で事業再生に取り組み企業、また新事業に取り組み企業、また地域の底上げに役立つ事業、いわゆる地域活性化事業等に對する支援、これを行つてまいります。

また、自らの力では経営改善計画の策定が困難な、規模の小さな中小企業者あるいは小規模事業者に対しては認定支援機関による計画策定支援、これを行いますとともに、経営支援と併せまして、いわゆる政府系金融機関によります公的金融、またそれを更に裏付けます信用保証措置によります資金繰り支援、またさらに、地域の経営改善、事業再生支援の担い手により構成をしております。今中小企業庁が中心に声掛けをして信用保証協会が事務局をしておりますところの中小企業支援ネットワークによります支援、また、全ての財務局に中小企業等金融円滑化相談窓口を昨日設置をいたしまして、個別の相談にもきめ細かく対応してまいりたい、そのように考えております。

○米長晴信君 その中で、円滑化法が消滅して、各金融機関については引き続き、それがなくなつたから努力義務を怠るということではなくて、各種貸付け等に係る支援の申合せでその努力はするということですから、例えばその開示義務等一部の義務がなくなるといふふうに思ひますけれども、その辺についての対策をお伺いします。

○副大臣(寺田稔君) 委員御指摘のとおり、これまで円滑化法八条で規定しておりましたところの開示義務、報告義務、これは同法の期限到来とともに終了するわけでありまして、金融機関に対しては、この円滑化法失効後も、貸付条件の変更等の実施状況などの自主的な開示を要請をいたしますとともに、今後とも引き続き金融円滑化に對する変わらぬ対応を取るよう要請をしたいと思います。また、その趣旨を地域経済活性化支援機

構法案の六十四条で明記をしているところであります。

○米長晴信君 時間ももう参りましたが、最後に、島尻政務官に来ていただいておりますけれども、先ほどの説明の中で、昨日対策の相談窓口が開設されたということですが、ただ、実績があるのか、昨日はどんな感じでしたか。

○大臣政務官(島尻安伊子君) 米長委員にお答えをさせていただきたいと思ひます。

今委員がお話のとおり、昨日この窓口が開かれたわけでございます。この窓口では、借り手からの相談、苦情、要望等を一元的に受け付けてきめ細かく対応していくというところでございまして、昨日、二十五日より運用を開始をしております。昨日の受付件数は、全ての財務局、財務事務所の合計で五十二件でございます。

今後とも、相談窓口の一層の周知に努めるとともに、先ほど副大臣からもありましたけれども、中小企業それから小規模事業者等からの寄せられた御相談等に対してきめ細かく対応してまいりたいと思ひます。

○米長晴信君 終わります。

○糸数慶子君 無所属の糸数慶子です。よろしくお願ひいたします。

昨年の三月三十一日に、企業再生支援機構の再生支援の決定期限を原則として今年の三月末までに延長する法律が施行されましたが、決定期限の延長後、機構が行った支援決定は三件しかありません。しかも、昨年四月十二日の決定後今日に至るまで、十か月以上も支援決定が行われておりません。事前相談から支援決定まで実務上おおむね二か月程度とされており、これまで機構が行ってきた支援決定の間隔を見ても、最長は四か月余りです。

やはり現在のこの状況について、何か原因があるのではないかと考えざるを得ません。機構が業務の執行について何か方針を改めたからなのか、あるいは現行法上の事業再生支援の手法を現在の

経済状況において運用できなくなったのか、機構の支援決定が行われていないその原因について政府の見解をお伺いいたします。

○政府参考人(三井秀範君) お答え申し上げます。

昨年四月の支援決定期限の延長をして以来、機構は中小企業の再生支援に係る体制を強化をするというところで改めました。その上で、各地域に連携などの働きかけを実際に職員が全国各地赴いて働きかけるなどの取組を始めたというところでございまして、その後、昨年十二月までに二百九十件の相談を受けたというふうにお聞きしてございます。このうち十九件については、支援決定に向けた調査などの実務上の調整を実施中であるというふうにお伺いしています。

その実際支援決定に至っていない理由は何かという御質問でございます。

その個々の中小企業の置かれております状況は様々でございます。なかなか一概に原因を申し上げることは困難とは存じますが、その中でも、支援期間が三年間に限定されているといった点、それから、事業者の名称の公表が必ず義務付けられているということから申請者がちゅうちょされる点などの点につきましては、中小企業者サイドから必ずしも使い勝手が良くないというふうな声が聞こえてまいるところでございます。

こうしたことから、この新しい機構におきましては、支援期間を五年以内に延長する、あるいは事業者の名称は非公表とできる等の使い勝手の向上策を講じたい、こういうふうにご考えている次第でございます。こうした新しい機構法の下により多くの中小企業の再生支援ができるようにしっかりと取り組んでまいりたいと存じます。

○糸数慶子君 今回の法改正では、機構の目的を定めた第一条において支援対象事業者の例示の部分から中堅事業者が削除されており、衆議院の法案審査においても、政府から中小企業により支援の重点を置くという答弁がございました。

機構のホームページによりまして、元々機構に

よる支援の必要性が相対的に高いと考えられていたのは中堅企業です。中小企業金融円滑化法の失効を目前にして中小企業により支援の重点を置くというのであれば、中小企業再生支援協議会などの他の施策を思い切って拡充した上で機構の支援決定期限を延長させないという方法もあると考えますが、大臣の見解をお伺いいたします。

○国務大臣(甘利明君) 御指摘のように、支援協議会であるとかあるいは地域の金融機関、これを強化するという機能も機構には備わっているわけでありまして、ですから、機構自体が自分でやるものと、それから地域にある企業再生を支援するその機関を更に後押しするという機能も備えております。先ほど来フル装備と申し上げておりますのはそのことでございまして、この機構は、債権者間の調整であるとか、あるいは専門家の派遣であるとか、出資、融資、それから債権買取り等の再生支援、この機能を全部装備しているわけでありまして、

でありますから、先ほど来申し上げているように、従来、地域にある中小企業とかかわりのある支援にかかわっているところを強化するという機能と、それから、地域金融機関であるとか再生支援協議会では対処をし切れないような、例えば県をまたぐような広域での事業活動を行う事業者等にかかわる言わば難易度の高い再生支援の担い手としても適しているんじゃないかと思っております。

また、機構に蓄積をされましたノウハウを、地域における再生支援の担い手であります地域の金融機関であるとか中小企業再生支援協議会、これらが活用できる枠組みを構築するということは、地域の再生現場の支援能力の向上を図っていく上では極めて有用であります。

いずれにいたしましても、地域経済の疲弊に対する対処が叫ばれている昨今であります。地域の経済の中核となる中堅企業を支援していくということが地域再生、経済再生にとって極めて大事だと思っておりますので、この新たな機構を活

用して、地域経済の再生を図ることができればというふうにご考えております。

○糸数慶子君 次に、事業者やその債権者である金融機関が企業再生支援機構に支援を求めようとする場合、まず機構に対して事前相談をすることから始まりまして、ところが、その機構のホームページによりまして、事前相談は原則として東京の機構の本社でしか応じられないとされており、例えば沖縄の事業者等が事前相談をしようとする、旅費、飛行機代などが大きな負担になってきます。このような機構の受入れ体制は、東京から離れた地方の事業者等にとって、機構の支援を受けることに対して大きな妨げになると考えます。実際、機構が支援を決定した二十八件のうち、おむね半数は関東及びその近辺の事業者となっております。

機構の支援決定期限を延長するというのであれば、まず政府はこのような事前相談の体制を改めるよう機構を指導すべきだと考えますが、政府の見解をお伺いいたします。

○政府参考人(三井秀範君) お答え申し上げます。

御指摘のとおりでございます。機構の支援決定期限の延長を昨年の三月にさせていただきました。後、昨年の六月に、中小企業の事業再生に係る取組を機構として強化する必要があると、こういうことから中小企業経営支援政策推進室というものを機構の中に設けました。これは、内閣府、金融庁、中小企業庁で中小企業の再生支援を行っていくと、こういう政策を一緒になって進めていくパッケージの中の一環でございます。

それを受けまして、この推進室が全国において支援案件を掘り起こしを行う、こういうためにこの二十名の職員を新たに追加したわけでございまして、地域ごとに担当チームを編成いたしました。各地域を訪問すると、こういう取組を始めました。行った先におきましては、機構の活用に関する説明あるいは個別案件に関する相談というものを実施してまいりました。

累積の訪問回数は、地域の中小企業再生支援協議会に對しまして百八十一回、地域金融機関に四百二十八回、今年の一月末現在で訪問しておるといふふうに報告を受けてございます。

委員の御指摘を踏まえまして、引き続き全国の事業者の利便に資するように、機構の役職員ができ得る限り各地域に出向いて再生支援の二一ズにきめ細かく対応するように、引き続き機構に對しまして指導してまいりたいと存じます。

○糸数慶子君 中小企業金融円滑化法は、昨年三月に最終延長として一年間延長されましたが、中小企業の資金繰りは相変わらず苦しい状況が続いています。また、円滑化法施行後の三年間の潜在的倒産件数について二万件から三万件あると推測する専門家もいらつしやいます。このまま円滑化法が三月末で失効するとすれば、これらの中小企業の倒産が顕在化し、多くの失業者が生じることが懸念されております。したがって、政府は、金融政策のみならず雇用対策においても万全の措置をとる必要があると考えます。

雇用対策費のGDP比を見ますと、我が国は世界的に見てもかなり低い水準となっております。政府は、このまま円滑化法を失効させるといふのであれば、個々の雇用対策の身をより実効性のあるものに見直すのは当然ですが、雇用保険の国庫負担を本則へ戻すこと、求職者支援制度を雇用保険制度から切り離し、全額一般財源で措置することなど、本来あるべき制度に見直すべきだといふふうに考えます。

これに對して、もしコメントがございましたらお願いいたします。

○委員長(相原久美子君) どなたがお答えになりますか。お答えはありませんか。

○副大臣(西村康稔君) 円滑化法の失効後も、先ほど来、金融担当副大臣、お話がありましたとおり、しっかりと金融機関も金融の円滑化、引き続き対応することでありまして、私ども経済再生本部の事務局として、しっかりと雇用を守るように是非頑張つてまいりたいと思っております。

○糸数慶子君 終わります。

○委員長(相原久美子君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(相原久美子君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(相原久美子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後三時二分散会

二月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律案

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律案

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律

株式会社企業再生支援機構法(平成二十一年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

株式会社地域経済活性化支援機構法

目次中「企業再生支援委員会」を「地域経済活性化支援委員会」に改める。

第一条中「株式会社企業再生支援機構は、雇用の安定等」を「株式会社地域経済活性化支援機構は、雇用機会の確保」に、「再建」を「活性化」に改

め、「中堅事業者」及び「に」に対し、当該事業者を削り、「通じてその事業の再生を支援する」を「通じた当該事業者の事業の再生の支援及び地域経済の活性化に資する資金供給を行う投資事業有限責任組合の無限責任組合員としてその業務を執行する株式会社経営管理その他の業務を通じて地域経済の活性化に資する事業活動の支援を行う」に改める。

第三条中「株式会社企業再生支援機構」を「株式会社地域経済活性化支援機構」に改める。

第五条第一項中「株式会社企業再生支援機構」を「株式会社地域経済活性化支援機構」に改め、同条第二項中「企業再生支援機構」を「地域経済活性化支援機構」に改める。

第三章第二節の節名を次のように改める。

第二節 地域経済活性化支援委員会

第十五条中「企業再生支援委員会」を「地域経済活性化支援委員会」に改める。

第十六条第一項中「掲げる決定」の下に「(第一号から第六号までに掲げる決定にあつては、第二十五

条第一項第一号の規定により認定を受けた事業者に係るもの又は取締役会の決議により委任を受けたものに限る。)」を加え、同項第一号中「支援決定」を「再生支援決定」に改め、同項第五号中「対象事業者に係る」を削り、「決定」の下に「再生支援対象事業者(第二十六条第一項に規定する再生支援対象事業者をいう。第二十二条第一項及び第三項並びに第二十五条第四項において同じ。)」に係るものに限る。)」を加え、同項第六号中「第三十五

条第一項」を「第三十四条の二第一項又は第三十五条第一項」に改め、同条第二項中「決定」の下に「第二十五

条第一項第一号の規定により認定を受けた事業者に係るものに限る。)」を加える。

第二十二條第一項第一号中「対象事業者(第二十六

改め、同条八中「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に、「第四号」を「第八号」に改め、同項中第七号を第十一号とし、第四号から第六号までを四号ずつ繰り下げ、同項第三号中「債権買取り等」の下に「又は特定信託引受け」を加え、同条を同項第七号とし、同項第二号の次に次の四号を加える。

三 特定信託引受対象事業者(第三十二條の二

第五項に規定する特定信託引受決定の対象となつた事業者をいう。以下同じ。に)に対して金融機関等(当該特定信託引受対象事業者に対して有する債権の額が最も多いものを除く。)

が有する全ての貸付債権の信託の引受け(以下「特定信託引受け」という。)

四 特定事業再生支援会社(第三十二條の三第

四項に規定する特定出資決定の対象となつた中小企業者その他の事業者の事業の再生を支援することを目的とする株式会社をいう。以下同じ。に)に対する次に掲げる業務(以下「特定出資」という。)

イ 出資(その発行の時に議決権を行使することができ

る事項のない株式であつて、剰余金の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有するものの引受けに係るものに限る。)

ロ 劣後特約付金銭消費貸借(元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であつて主務省令で定めるものをいう。に)による資金の貸付け(劣後特約付社債(元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された社債であつて主務省令で定めるものをいう。の)の引受けを含む。)

五 特定専門家派遣対象機関(第三十三條第二

項第二号に規定する特定専門家派遣決定の対象となつた者をいう。第三項において同じ。に)に対する事業の再生に関する専門家又は新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動で主務省令で定めるもの(第三十二條の四第一項において「地域経済活性化

事業活動」という。に)に関する専門家の派遣(以下「特定専門家派遣」という。)

六 単独又は民間事業者と共同して、投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合(第三十二條の五第四項において単に「投資事業有限責任組合」という。)

であつて地域経済の活性化に資する資金供給を行うもの(主務省令で定めるものに限る。の無限責任組合員となる株式会社の設立の発起人となり、及び設立のための出資を行い、並びに当該株式会社の経営管理を行うこと(以下「特定経営管理」という。))

第二十二條第二項中「前項第七号」を「前項第十一

号」に改め、同条第三項中「対象事業者」を「再生支援対象事業者、特定信託引受対象事業者、特定事業再生支援会社、特定専門家派遣対象機関、特定事業再生支援会社であるものを除く。及び特定経営管理に係る株式会社(第三十三條第一項及び第二項において「再生支援対象事業者等」という。に)に改める。

第二十三條第二項中「(業務)」の下に「又は特定信託引受けの業務」を加え、同条第三項中「貸金業者」の下に「(第三十二條の三第一項において単に「貸金業者」という。を、「債権買取り等」の下に「又は特定信託引受け」を加える。

第二十四條第一項中「第二十二條第一項各号」を「第二十二條第一項第一号及び第二号」に改め、「業務」の下に「これらの業務に関連する同項第七号から第十一号までに掲げる業務を含む。)」を加え、「債権買取り等をする」を「次に掲げる業務を行う」に改め、同項に次の各号を加える。

一 債権買取り等

二 特定信託引受け

三 特定出資

四 特定専門家派遣

五 特定経営管理

第二十四條第二項中「支援基準」の下に「(同項第三号から第五号までに掲げる業務に係るものを除

く。」を加え、「以下」を「次項において」に改める。

第二十五条の見出しを「(再生支援決定)」に改め、同条第三項中「第六十二条第二項」を「第六十一条第二項」に改め、同条第四項中「支援決定を「再生支援決定」に改め、対象事業者を「再生支援対象事業者」に改め、同条第七項を次のように改める。

7 機構は、再生支援決定を行ったときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

第二十五条第八項及び第九項を削り、同条第十項中「支援決定は、平成二十五年三月三十一日を「再生支援決定は、平成三十年三月三十一日」に改め、同項を同条第八項とする。

第二十六条第一項中「機構は、支援決定を「機構は、再生支援決定」に、「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に、「支援決定の」を「再生支援決定の」に、「対象事業者に対して」を「再生支援対象事業者に対して」に、「すべて」を「全て」に、「支援決定を行った旨の通知及び事業再生計画を添付して行わなければならない」を「第一号に掲げる申込みをする旨の回答をするように求める方法、第二号に掲げる同意をする旨の回答をするように求める方法又は当該申込み若しくは当該同意のいずれかをする旨の回答をするように求める方法のいずれかにより行うものとする」に改め、同項第二号中「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に改め、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の関係金融機関等に対する求めは、再生支援決定を行った旨の通知及び事業再生計画を添付して行わなければならない。

第二十七条第一項中「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第二項中「支援決定」を「再生支援決定」に、「すべて」を「全て」に改める。

第二十八条第四項を次のように改める。

4 機構は、買取決定を行ったときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

第二十九条中「支援決定」を「再生支援決定」に改め、同条第三項中「支援決定」を「再生支援決定」に改め、同条第三項中「第二十六条第二項」を「第二十六条第三項」に改める。

第三十一条第一項中「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に改め、「及び第三十四条第一項第三号」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 機構は、出資決定を行ったときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

第三十二条の見出し及び同条第一項中「支援決定を「再生支援決定」に改め、同項第四号中「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に改め、同条第二項中「支援決定」を「再生支援決定」に、「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に、「第六十二条第二項」を「第六十一条第二項」に改め、同条の次に次の四項を加える。

(特定信託引受決定)
第三十二条の二 過大な債務を負っている事業者であつて、当該事業者に対して有する債権の額が最も多い金融機関等その他の者と協力してその事業の再生を図ろうとするもの(第二十五条第一項各号に掲げる法人及び再生支援対象事業者を除く。)は、機構に対し、当該事業者の債権者である全ての金融機関等と連名で、特定信託引受の申込みをすることができる。

2 前項の申込みは、当該申込みをする事業者の事業の再生のおおよその見通しを記載した書面その他主務省令で定める書面を添付して行わなければならない。

3 機構は、第一項の申込みがあつたときは、遅滞なく、支援基準に従つて、特定信託引受をするかどうかを決定するとともに、その結果を当該申込みをした事業者及び金融機関等に通知

しなければならない。

4 機構は、特定信託引受をするかどうかを決定するに当たっては、第一項の申込みをした事業者の企業規模が小さいことのみを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

5 機構は、特定信託引受をする旨の決定(以下「特定信託引受決定」という。)を行ったときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

6 特定信託引受決定は、平成三十年三月三十一日までに行わなければならない。ただし、機構があらかじめ主務大臣の認可を受けた事業者及び金融機関等に対しては、同年九月三十日までの間、行うことができる。

(特定出資決定等)

第三十二条の三 中小企業者その他の事業者の事業の再生を支援することを目的とする株式会社(貸金業者であるものに限り。)に分割又は現物出資により事業者に対する貸付債権を移転し、その対価として当該株式会社の株式を取得することにより、その総株主の議決権の全部を保有することとなる一又は二以上の金融機関等は、機構に対し、特定出資の申込みをすることができる。この場合において、当該申込みは、当該一又は二以上の金融機関等及び当該株式会社の連名とするものとする。

2 前項の申込みは、次に掲げる書面を添付して行わなければならない。

一 当該株式会社に移転する貸付債権に係る事業者(以下「貸付債権移転対象事業者」という。)の事業の再生のおおよその見通しを記載した書面

二 貸付債権移転対象事業者が経営の改善のための計画を作成し、かつ、当該計画を達成することができると見込まれるとき、又は貸付債権移転対象事業者の経営が改善したと認められるときは、当該貸付債権移転対象事業者に対し、当該貸付債権移転対象事業者に対する貸付債権を当該株式会社に移転する金融機

関等が資金の貸付けを行う旨を約していることを証する書面

三 当該株式会社が貸付債権移転対象事業者に対して資金の貸付けを行う場合には、当該資金の貸付けは、当該金融機関等が当該貸付債権移転対象事業者に対して前号に規定する資金の貸付けを行うまでの間における当該貸付債権移転対象事業者の事業の継続に欠くことができないものに限る旨を約していることを証する書面

四 その他主務省令で定める書面

3 機構は、第一項の申込みがあつたときは、遅滞なく、支援基準に従つて、特定出資をするかどうかを決定するとともに、その結果を当該申込みをした金融機関等に通知しなければならない。

4 機構は、特定出資をする旨の決定(次項及び第三十三条第二項第一号において「特定出資決定」という。)を行ったときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

5 特定出資決定は、平成三十年三月三十一日までに行わなければならない。ただし、機構があらかじめ主務大臣の認可を受けた金融機関等に対しては、同年九月三十日までの間、行うことができる。

6 金融機関等は、機構が特定出資に係る株式又は債権の全部につき譲渡その他の処分をするまでの間、当該特定出資に係る特定事業再生支援会社の株式(機構が保有するものを除く。)の全部を継続して保有しなければならない。

(特定専門家派遣に係る決定)

第三十二条の四 金融機関等 特定事業再生支援会社その他事業者の事業の再生又は地域経済活性化事業活動を支援する業務を行う者として主務省令で定めるものは、その業務を行うために必要があると認めるときは、機構に対し、特定専門家派遣の申込みをすることができる。

2 前項の申込みは、理由書その他主務省令で定める書面を添付して行わなければならない。

3 機構は、第一項の申込みがあつたときは、遅滞なく、支援基準に従つて、特定専門家を派遣をするかどうかを決定するとともに、その結果を当該申込みをした者に通知しなければならない。

(特定経営管理決定等)

第三十二条の五 機構は、特定経営管理をしようとするときは、あらかじめ、支援基準に従つて、特定経営管理をする旨の決定(以下「特定経営管理決定」という。)を行わなければならない。

2 機構は、特定経営管理決定を行ったときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

3 特定経営管理決定は、平成三十年三月三十一日までに行わなければならない。

4 機構は、投資事業有限責任組合の無限責任組合員が特定経営管理に係る株式会社のみである場合には、当該株式会社の総株主の議決権の全部を取得し、又は保有してはならない。

第三十三条第一項及び第二項を次のように改める。

2 機構は、再生支援対象事業者等に係る債権又は株式若しくは持分の譲渡その他の処分決定を行ったときは、速やかに、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

2 機構は、経済情勢、再生支援対象事業者等の事業の状況その他の事情を考慮しつつ、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める期間内に、当該決定に係る全ての業務を完了するように努めなければならない。

一 再生支援決定、特定信託引受決定又は特定出資決定 これらの決定の日から五年以内

第三十三条第三項を削り、同条第四項中「支援決定の日から三年以内」を「再生支援決定又は特定信託引受決定の日から五年以内(第二十五条第八項ただし書又は第三十二条の二第六項ただし書の認可を受けてこれらの決定を行った場合は、平成三十五年三月三十一日まで)」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「支援決定の日から三年以内」を「再生支援決定の日から五年以内(第二十五条第八項ただし書の認可を受けて再生支援決定を行った場合は、平成三十五年三月三十一日まで)」に改め、同項を同条第四項とする。

(公表)

第三十四条 機構は、主務省令で定めるところにより、再生支援決定その他機構が行ったことの概要を示すために必要なものとして主務省令で定める事項を公表しなければならない。

第三十四条の次に次の二条を加える。

(償還すべき社債の金額の減額に関する機構の確認)

第三十四条の二 社債権者集会の決議に基づき償還すべき社債の金額について減額を行う旨が記載された事業再生計画に従つて事業の再生を図ろうとする再生支援対象事業者は、機構に対し、当該減額が再生支援対象事業者の事業の再生に欠くことができないものとして主務大臣が定める基準に該当するものであることの確認を求めることができる。

2 機構は、前項の確認を行ったときは、直ちに、その旨を、当該再生支援対象事業者者に通知するものとする。

(社債権者集会の決議の認可に関する判断の特例)

第三十四条の三 裁判所は、前条第一項の規定により機構が確認を行った償還すべき社債の金額について減額を行う旨の社債権者集会の決議に係る会社法第七百三十二条に規定する認可の申立てが行われた場合には、当該減額が当該再生支援対象事業者の事業の再生に欠くことができないものであることが確認されていることを考慮した上で、当該社債権者集会の決議が同法第七百三十三条第四号に掲げる場合に該当するかどうかを判断しなければならない。

2 裁判所は、前項に規定する認可の申立てが行われた場合には、機構に対し、意見の陳述を求めることができる。

第三十五条第一項中「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に、「支援決定」を「再生支援決定」に改め、同項各号及び同条第四項中「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に改める。

第三十六条第一項中「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に、「当該対象事業者」を「当該再生支援対象事業者」に、「すべて」を「全て」に改め、同項各号中「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に改める。

第三十七条中「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に、「すべて」を「全て」に改め、「同条中」を削り、「と」を「を」とに、「読み替える」を、「同条第二項中「再生計画案」とあるのは「更生計画案」と読み替える」に改める。

第三十八条第一項第二号中「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に改め、同項に次の四号を加える。

三 特定信託引受けの申込みをした事業者又は当該事業者に対して債権を有する金融機関等 当該事業者

四 特定信託引受対象事業者又は特定信託引受対象事業者に対して債権を有する金融機関等 特定信託引受対象事業者

五 特定出資の申込みをした金融機関等 貸付債権移転対象事業者

六 特定事業再生支援会社又は特定事業再生支援会社の株主である金融機関等 貸付債権移転対象事業者

(国庫納付金)

第四十条の二 機構は、剰余金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付することができる。この場合においては、当該国庫に納付する金額に相当する額を、剰余金の額から減額するものとする。

2 前項の場合においては、株主総会の決議によつて、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 減少する剰余金の額

二 剰余金の額の減少がその効力を生ずる日

3 第一項の規定により納付する金額は、前項第二号の日における分配可能額(会社法第四百六十一条第二項に規定する分配可能額をいう。)を超えてはならない。

4 第一項の規定による納付金に関し、納付の手續その他必要な事項は、政令で定める。

第五十二条及び第五十六条(見出しを含む。)中「企業再生支援勘定」を「地域経済活性化支援勘定」に改める。

第五十七条中「株式会社企業再生支援機構法」を「株式会社地域経済活性化支援機構法」に改める。

第五十八条第一項ただし書中「第八項及び第十項」を「及び第八項」に改め、「第三十一条第二項」の下に、「第三十二条の二第五項及び第六項」を加え、「及び第二項」を削る。

第六十条中「権利の取得」を「権利その他政令で定める権利(以下この条において「不動産権利等」という。)の取得」に、「当該不動産に関する権利」を「当該不動産権利等」に改める。

第六十一条を削る。

第六十二条第一項中「対象事業者」を「再生支援対象事業者」に改め、同条を第六十一条とする。

第六十三条を第六十二条とし、第六十四条を第六十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(金融機関等との連携)

第六十四条 機構及び金融機関等は、事業者の事業の再生又は地域経済の活性化に資する事業活動を支援するに当たっては、地域における総合

的な経済力の向上を通じた地域経済の活性化及び地域における金融の円滑化に資するよう、相互の連携に努めなければならない。

第六十五条第一項中「対象事業者を『再生支援対象事業者』に改め、同条第二項中「対象事業者」を『再生支援対象事業者』に、『再建』を『活性化』に改める。

第六十六条第一項中「補助金等」の下に「（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。）を加え、『対象事業者』を『再生支援対象事業者』に改め、同条第二項中「所掌する」の下に「（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する）を加え、『対象事業者』を『再生支援対象事業者』に、『再建』を『活性化』に改める。

第六十七条第一項中「対象事業者」を『再生支援対象事業者』に改め、同条第二項中「対象事業者の事業の再生」を『地域における総合的な経済力の向上に、『再建』を『活性化』に改める。

第七十三条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第七十四条中「企業再生支援機構」を『地域経済活性化支援機構』に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十五年二月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、第二十四条第一項の改正規定及び同条第三項の改正規定（『支援基準』の下に「同項第三号から第五号までに掲げる業務に係るものを除く。」を加える部分に限る。）並びに次条第一項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 株式会社企業再生支援機構は、次に定めるところにより、定款の変更をするものとする。

一 その目的をこの法律による改正後の株式会

社地域経済活性化支援機構法（以下「新法」という。）の規定に適合するものとする。

二 その商号を株式会社地域経済活性化支援機構とすること。

三 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）を当該定款の変更の効力が発生する日とする。

2 この法律の施行の際現にその名称中に地域経済活性化支援機構という文字を使用している者については、新法第五条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

3 施行日前にこの法律による改正前の株式会社企業再生支援機構法（以下「旧法」という。）第二十五条第一項の申込みをした事業者（この法律の施行の際現に対象事業者（旧法第二十二条第一項第一号に規定する対象事業者をいう。）である者（以下「施行時対象事業者」という。）を除く。）については、新法第二十五条第一項の申込みをした事業者とみなして、新法の規定を適用し、施行時対象事業者に対する事業の再生の支援（当該支援に係る債権又は株式若しくは持分の処分を含む。）については、なお従前の例による。この場合において、従前の企業再生支援委員会が行うべき決定は、地域経済活性化支援委員会が行うものとする。

4 旧法第二十五条第十項ただし書の認可を受けた事業者については、新法第二十五条第八項ただし書の認可を受けていないものとみなして、同項及び新法第三十三条第二項の規定を適用する。

5 施行日前にした行為及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 前各項に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第三条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、そ

の結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（地方税法等の一部改正）

第四条 次に掲げる法律の規定中「株式会社企業再生支援機構」を「株式会社地域経済活性化支援機構」に改める。

一 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第九条第十四項

二 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）第五十三条第一項第一号へ及び第二項第五号並びに第七十六号第三項

三 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）附則第二条第四項第二号

（租税特別措置法の一部改正）

第五条 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第八十四条の六第三項中「株式会社企業再生支援機構」を「株式会社地域経済活性化支援機構」に、「株式会社企業再生支援機構」を「株式会社地域経済活性化支援機構」に改める。

（中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部改正）

第六条 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成二十一年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「株式会社企業再生支援機構法」を「株式会社地域経済活性化支援機構法」に、「第二十六条第一項に規定する対象事業者」を「第二十六条第一項に規定する再生支援対象事業者」に、「株式会社企業再生支援機構」を「株式会社地域経済活性化支援機構」に改める。

平成二十五年三月六日印刷

平成二十五年三月七日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

K